

2011年12月22日

みずほコーポレート銀行(中国)有限公司  
中国アドバイザリー部

—財政部、国家税務総局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス  
( 第207号 )

**増 値 稅 制 度 改 革**  
**上 海 市 試 行 に 関 す る 実 施 方 法 を 公 布**  
**～2012年1月1日より試行開始～**

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

財政部および国家税務総局は、2011年11月16日付で『営業税の増価税への徴収変更試行方案』の印刷配布に関する通達』(財税[2011]110号、以下、『110号通達』という)、『上海市における交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税の増価税への徴収変更試行を展開することに関する通達』(財税[2011]111号、以下、『111号通達』という)の2つの規定を公布しました。『110号通達』では、これまで営業税が課税されていた一部のサービス業について、段階的に増価税の課税へと変更する全体的な政策・方針が改めて示され、まず2012年1月1日より試行地区において、これまで営業税の課税対象となっていた交通運輸業と一部の現代サービス業について、増価税の徴収へと変更し、その後、段階的に適用業種を選択し、全国へ展開することを規定しました。さらに、『111号通達』では、2012年1月1日より実施される上海市での試行に関する実施方法、関連規定、過渡的政策など実務的な内容が規定されています。

税制度については、第12次5ヵ年計画(2011年～2015年)において、健全な税制度の整備や、それに合わせた営業税などの徴税の削減・調整などが明記されたことを受けて、2011年10月26日の国務院常務会議では、2012年1月1日より上海市で交通運輸業と一部の現代サービス業に対して増価税制度改革を試験的に実施し、営業税を徴収している業種について段階的に増価税の徴収へと変更することが決定されたが、実務的な事項については不明確な点も多く、詳細に関する規定の公布が待たれていました。

今回公布された『110号通達』では営業税の増価税への徴収変更についての基本原則、主要内容など全体的な概要・方針が規定されており、『111号通達』では、3つの付属文書が添付され、上海市での試行に関する実務的な問題、試行増価税納税者、源泉徴収者などに関する問題、および免税、即時徴収・即時還付などの過渡的政策など、具体的な事項について規定されています。

『110号通達』

付： 営業税の増価税への徴収変更試行方案	全体的な概要・方針 (基本原則、主要内容など)
----------------------	----------------------------

## 『111号通達』

付1： 交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税の増価税への徴収変更試行実施弁法（以下、『実施弁法』という）	納税者、課税サービス、税率、計算方法、納税義務、税収減免、徵收管理に関する詳細規定
付： 課税サービス範囲注釈	課税サービスの具体的な定義
付2： 交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税の増価税への徴収変更試行の関連事項の規定（以下、『関連規定』という）	試行増価税納税者・源泉徴収者、もともとの増価税納税者などに関する規定
付3： 交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税の増価税への徴収変更試行の過渡政策の規定（以下、『過渡政策』という）	免税、即時徴収・即時還付などの過渡的政策に関する規定

『110号通達』および『111号通達』に規定されている、上海市での試行に関する詳細は以下の通りです。

### 1. 上海市の試行において増価税徴収の対象となる課税サービスと税率

上海市の試行において、営業税から増価税への徴収変更となる交通運輸業と一部の現代サービス業のサービス（以下、課税サービスという）とその税率は以下の通りです。課税サービスの具体的な定義については、『実施弁法』に添付されている『課税サービス範囲注釈』に規定されています。なお、実際の適用可否や実務的な対応については、当局への確認が必要です。

また、『110号通達』で言及されていた建築業、郵便電信通信業、文化体育業、不動産販売、金融保険業などの業種につきましては、今回の上海市における試行では適用対象には含まれていませんが、今後、増価税への徴収変更試行の対象となる可能性がありますので、これからの動向について注意が必要です。

交通運輸業	11%
・陸上運輸サービス	
・水上運輸サービス	
・航空運輸サービス	
・パイプ運輸サービス	

### 一部の現代サービス業

・研究開発および技術サービス	研究開発サービス、技術譲渡サービス、技術コンサルティングサービス、ESCO 事業サービス、工事実地調査探査サービス	6%
・情報技術サービス	ソフトウェアサービス、電気回路設計およびテストサービス、情報システムサービス、業務工程管理サービス	6%
・文化創意サービス	設計サービス、商標著作権譲渡サービス、知的財産権サービス、広告サービス、会議展覧サービス	6%

・物流補助サービス	航空サービス、港湾埠頭サービス、 貨物運輸旅客運輸駅サービス、引上げ救助サービス、 貨物運輸代理サービス、代理通關手續サービス、 倉庫サービス、積卸運搬サービス	6%
・有形動産リースサービス	有形動産ファイナンスリース、 有形動産オペレーティングリース	17%
・鑑定・証明コンサルティングサービス	認証サービス、鑑定・証明サービス、 コンサルティングサービス	6%

※その他、財政部および国家税務総局が規定する課税サービスについては、税率をゼロとする。

従来、交通運輸業、サービス業については、それぞれ3%、5%の営業税が課されており、今回の上海市の増值税への徵収変更試行によって、税率が上昇する結果となりましたが、仕入税額を控除できるようになるため、一部の企業にとっては税負担が軽減されると思われます。しかし、今回の増值税への徵収変更試行後の仕入税額の控除額によっては税負担が増加する可能性もありますので、注意が必要です。

## 2. 課税サービス貿易の輸出入

課税サービスを輸入した場合は、課税サービス提供者の代理人もしくは課税サービス受領者が増值税源泉徵収義務者となり、増值税を源泉徵収する必要があります。

課税サービスを輸出した場合は、ゼロ税率もしくは免税となります。課税サービスの輸出に関する具体的な規定については財政部および国家税務総局によって別途規定されます。

## 3. 課税サービス提供における増值税納税者の定義

課税サービスの提供者もしくは受領者が国内(境内)にある場合、国内(境内)での課税サービスの提供となり、増值税を納税する必要があります。

### 増值税納税者とは？

国内(境内)で交通運輸業および一部の現代サービス業のサービス(課税サービス)を提供する単位と個人。



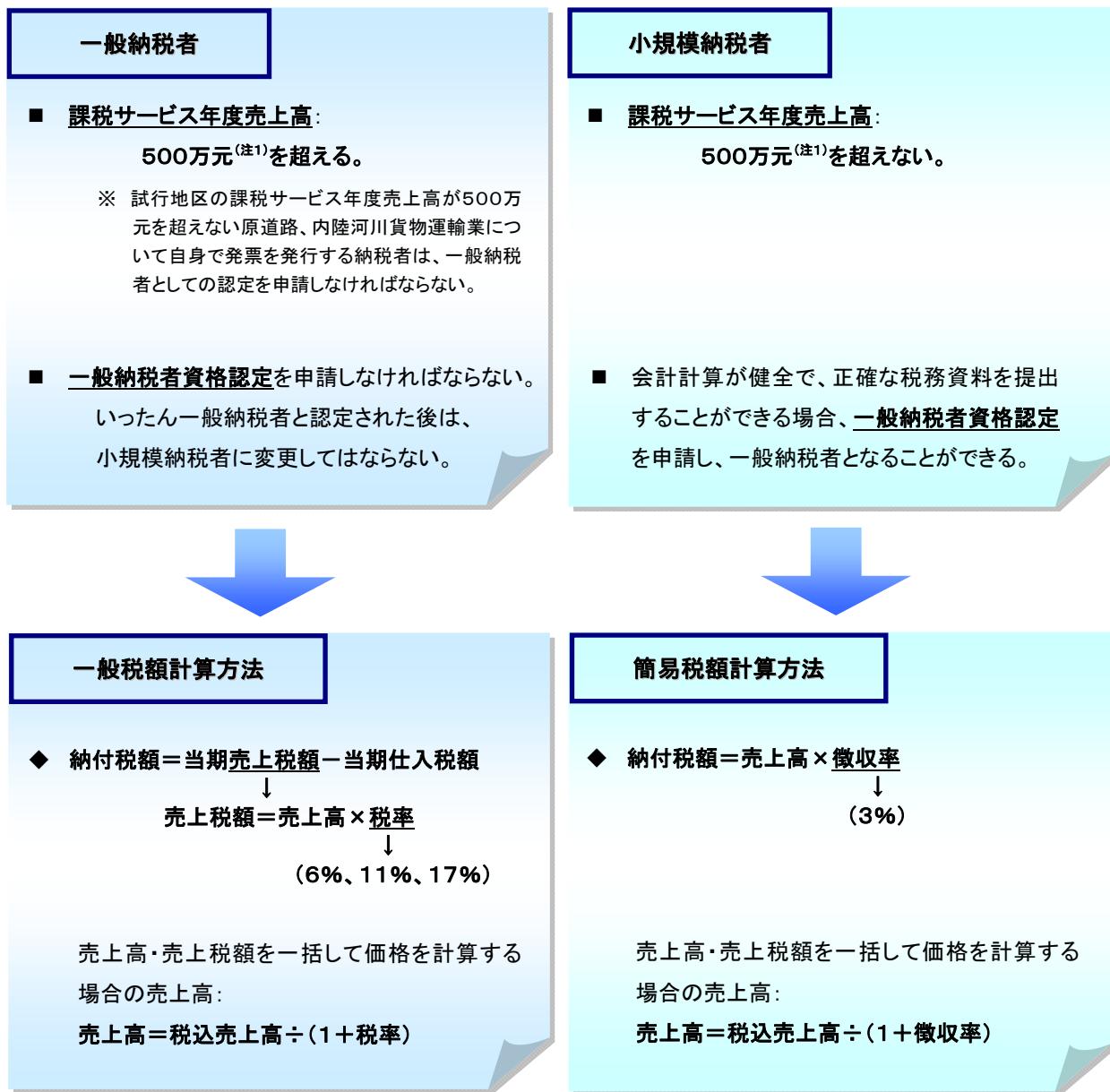
課税サービスの提供者もしくは受領者が国内(境内)にあることを指す。

なお、以下の場合は、国内(境内)における課税サービスの提供とは見なされません。

- 国外(境外)の単位もしくは個人が国内(境内)の単位もしくは個人に完全に国外(境外)で消費する課税サービスを提供すること。
- 国外(境外)の単位もしくは個人が国内(境内)の単位もしくは個人に完全に国外(境外)で使用する有形動産をリースすること。
- 財政部および国家税務総局が規定するその他の事由。

#### 4. 増增值税納税者の分類と計算方法

増增值税納税者は、課税サービス年度売上高の金額によって、「一般納税者」と「小規模納税者」に分類されます。課税サービス年度売上高が500万元<sup>(注1)</sup>を越える納税者は「一般納税者」に分類され、「一般税額計算方法」を適用して税額を計算し、500万元<sup>(注1)</sup>を超えない納税者は「小規模納税者」に分類され、「簡易税額計算方法」を適用して税額を計算します。



- ※ 一般納税者が財政部および国家税務総局が規定する特定課税サービスを提供する場合、簡易税額計算方法を適用し税額を計算することを選択することができるが、いったん選択したら、36ヵ月以内は変更してはならない。
- ※ 試行納税者の中の一般納税者が提供する公共交通運輸サービス(顧客連絡船、公共交通旅客運搬、軌道交通、タクシーを含む)については、簡易税額計算方法に照らして増增值税を計算、納付することを選択することができる。

(注1) 財政部および国家税務総局は試行状況に基づき、課税サービス年度売上高の基準について調整を行うことができる。

「一般納税者」と「小規模納税者」を分類する課税サービス年度売上高の基準については、これまで『增值税暫定条例実施細則』において、生産もしくは課税役務の提供を主として、卸売もしくは小売を兼営する納税者は50万元、その他の納税者は80万元と規定されていましたが、今回公布された『関連規定』では、課税サービス年度売上高の基準が500万元へと大幅に引き上げられました。今回の引き上げにより、より多くの納税者が小規模納税者に該当する結果になると思われます。

小規模納税者は、売上高に3%の徴収率を掛けて納付税額を計算することができ、税率は低くなりますが、仕入税額を控除することができません。小規模納税者に該当する場合でも、会計計算が健全で、正確な税務資料を提出することができれば、一般納税者資格認定を申請して一般納税者になることが可能であるため、增值税への徴収変更試行後の売上税額と仕入税額を分析して対応を考慮する必要があると思われます。

## 5. 国外(境外)から国内(境内)への課税サービス提供に対する增值税の源泉徴収

国外(境外)の単位もしくは個人が国内(境内)で課税サービスを提供するとき、国内(境内)に経営機構を設置していない場合、その代理人が增值税源泉徴収義務者となり、国内(境内)に代理人がない場合、課税サービスの受領者が增值税源泉徴収義務者となり、以下の条件に合致する場合、增值税が源泉徴収されます。

增值税源泉徴収義務者	增值税源泉徴収のための条件
課税サービス提供者の 国内(境内)の代理人	国内(境内)の代理人および受領者の機構所在地もしくは居住地がすべて試行地区に所在すること
課税サービスの受領者	受領者の機構所在地もしくは居住地が試行地区に所在すること

※ なお、それぞれの增值税源泉徴収義務者が上記の条件に合致しない場合、現行の営業税の関連規定に照らして、営業税が源泉徴収されます。

源泉徴収すべき税額は以下の公式で求められます。

$$\text{源泉徴収すべき税額} = \text{受領者が支払う代金} \div (1 + \text{税率}) \times \text{税率}$$

## 6. 試行納税者の中の小規模納税者から交通運輸業サービスを受領した場合の仕入税額の計算

試行納税者<sup>(注2)</sup>の中の小規模納税者が提供する交通運輸業サービスを受領した場合、試行納税者、もともと增值税一般納税者<sup>(注3)</sup>は、取得した增值税専用発票に明記されている税込合計金額および7%の控除率に照らして仕入税額を計算し、売上税額から控除します。

(注2) 試行納税者とは、『実施弁法』に照らして增值税を納付する納税者を指す。

(注3) もともとの增值税納税者とは、『中華人民共和国增值税暫定条例』に照らして增值税を納付する納税者を指す。

## 7. 試行地区、非試行地区、国外(境外)間の地区を跨ぐ課税サービスの提供

試行地区、非試行地区、国外(境外)間で地区を跨いで課税サービスを提供する場合、増価税への徴収変更後の納付すべき税金と課税サービス受領者による仕入税額控除の可否については以下の通りです。

納付すべき税金	課税サービス提供者		課税サービス受領者		仕入税額の控除
増価税	← 試行地区	→	試行地区	→	控除できる
増価税	← 試行地区	→	非試行地区	→	(課税サービスの受領者が 増価税一般納税者であれば) 控除できる
ゼロ税率/免税	← 試行地区	→	国外(境外)	→	—
営業税	← 非試行地区	→	試行地区	→	控除できない
代理人もしくは 課税サービス受領者に による増価税源泉徴収  (注4)	← 国外(境外)	→	試行地区	→	税収通用納付書に 明記されている 増価税額を控除できる

※ ただし、上記のケースは一般的なものを想定しており、その他特殊な状況および例外につきましては、規定に従って対応する必要がありますので、注意が必要です。

## 8. 異なる税率の課税サービス、もしくは課税サービスと営業税課税/免減税項目を一括して提供する場合

納税者が以下のように異なる税率の課税サービスを一括して提供する場合、または営業税課税項目/免税、減税項目を課税サービスと一緒に提供する場合、それぞれの売上高を別々に計算しなければなりません。 別々に計算できない場合の対応についても、それぞれ以下の通り規定されています。

- 異なる税率もしくは徴収率を適用する課税サービスを提供する場合  
⇒別々に計算できない場合、高い方の税率を適用する。
- 営業税課税項目を兼営する場合  
⇒別々に計算できない場合、主管税務機関が課税サービスの売上高を査定する。
- 免税、減税項目を兼営する場合  
⇒別々に計算できない場合、免税、減税してはならない。

## 9. 免税・減税などの優遇政策

『過渡政策』では、交通運輸業および一部の現代サービス業が営業税から増価税の徴収へと変更された後、試行納税者が享受している現行の営業税優遇政策の継続性を保持するため、一部の現行の営業税免税政策について、増価税への徴収変更後も引き続き免税とする旨が規定されています。また、一部の現行の営業税免

(注4) 上述の「5. 国外(境外)から国内(境内)への課税サービス提供に対する増価税の源泉徴収」に照らして増価税を源泉徴収する。

税・減税政策については、増值税即時徵収・即時還付政策へと調整されています。

『110号通達』および『111号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語仮訳、および41ページにございます中国語原文をご参照ください。

増值税への徵収変更試行につきましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、隨時ご案内させていただきます。

---

**財政部 国家稅務總局**

**財稅[2011]110号**

**『營業稅の増值税への徵収変更試行方案』の印刷配布に関する通達』**

各省、自治区、直轄市、計画單列市財政廳(局)、國家稅務局、地方稅務局、新疆生產建設兵團財務局：  
『營業稅の増值税への徵収変更試行方案』はすでに國務院の同意を経て、ここに印刷配布するので、厳守し執行されたい。

付属文書： 営業稅の増值税への徵収変更試行方案

財政部 国家稅務總局

2011年11月16日

付属文書：

## 営業税の増增值税への徵収変更試行方案

党中央第17期中央委員会第5次全体会議の精神に基づき、『中華人民共和国国民经济および社会発展第12次5カ年計画概要』が確定した税制改革目標および2011年『政府業務報告』の要求に照らして、本方案を制定する。

### 一、 指導思想および基本原則

#### (一) 指導思想

科学発展に有利な税収制度を確立、完備し、経済構造の調整を促進し、現代サービス業の発展を支持する。

#### (二) 基本原則

1. 統一的に計画、設計し、段階的に実施する。改革、発展、安定の関係を正確に処理し、経済社会発展の要求を統一的に計画、配慮し、改革の需要と現在の現状の全面的な推進を結びつけ、科学的に設計し、安定的に推進する。
2. 税制を規範化し、負担を合理化する。増增值税の規範的な運営を保証するという前提のもと、財政の負担能力および異なる業界の発展の特徴に基づき、税制要素を合理的に設置し、改革試行業界全体の税負担を増加させず、もしくはわずかに減少させ、基本的に重複徵税を排除する。
3. 全面的に調整し、穏やかに移行する。試行前後の増增值税および営業税政策の連接、および試行納税者と非試行納税者の税制の調整を適切に処理し、第3次産業発展に適応する増增值税管理体系を確立、完備し、改革試行の秩序ある運営を確保する。

### 二、 改革試行の主要内容

#### (一) 改革試行の範囲と期間

1. 試行地区。サービス業の発展状況、財政の負担能力、税収管理の基礎条件等の要素を総合的に考慮し、経済ふく射効果が明らかで、改革モデル効果が比較的に強い地区をあらかじめ選択し、試行を展開する。
2. 試行業界。試行地区はまず交通運輸業、一部の現代サービス業等の生産性サービス業で試行を展開し、段階的にその他の業界に普及させる。条件が熟した時、一部の業界を選

択し、全国の範囲内で業種全体の試行を実施することができる。

3. 試行期間。2012年1月1日に試行を開始し、かつ状況に基づき、速やかに方案を完全化し、機を選んで試行範囲を拡大する。

(二) 改革試行の主要税制の手配

1. 税率。現行の増增值税17%の基本税率および13%の低税率を基礎として、新たに11%および6%の2等級の低税率を増設する。有形動産リース等は17%税率を適用、交通運輸業、建築業等は11%税率を適用、その他の一部の現代サービス業は6%税率を適用する。
2. 税額計算方式。交通運輸業、建築業、郵便電信通信業、現代サービス業、文化体育業、不動産販売および無形資産譲渡については、原則として増增值税一般税額計算方法を適用する。金融保険業および生活性サービス業については、原則として増增值税簡易税額計算方法を適用する。
3. 税額計算根拠。納税者の税額計算根拠は、原則として課税取引が発生したために取得した全収入とする。代理受取転付もしくは立替資金が大量に存在する業界については、その代理受取立替金額は合理的に控除することができる。
4. サービス貿易の輸出入。サービス貿易の輸入については国内の段階で増增值税を徴収し、輸出についてはゼロ税率もしくは免税制度を実行する。

(三) 改革試行期間の過渡的政策の手配

1. 税収収入の帰属。試行期間は現行の財政体制の基本的安定を保持し、試行地区に帰属していた営業税収入については増增值税徴収への変更後も収入は試行地区に帰属し、税金は別々に金庫に入れる。試行により発生した税収減については、現行の財政体制に基づき、中央と地方がそれぞれ負担する。
2. 税収優遇政策の移行。国家が試行業界に与えた営業税優遇政策は延長することができるが、改革を通じて重複徴税問題を解決できるものについては、取り消すものとする。試行期間は、具体的な状況に対して適切な過渡政策を採用する。
3. 地区を跨ぐ税種の調整。試行納税者は機構所在地を増增值税納税地とし、異なる場所で納付した営業税については、増增值税を計算納付する際に控除することを許可する。非試行納税者が試行地区で経営活動に従事する場合、引き続き現行の営業税に関する規定に照らして営業税を申告、納税する。
4. 増增值税控除政策の連接。既存の増增值税納税者が試行納税者からサービスを購入して取得した増增值税専用発票は、現行の規定に基づき仕入税額を控除することができる。

### 三、 実施組織

- (一) 財政部および国家税務総局は、本方案に基づき、具体的な実施弁法、関連政策、予算管理および金庫納入規定を制定し、政策広報と解説業務を行う。国務院の同意を経て、試行地区および業界を選択、確定する。
- (二) 営業税から徴収変更された增值税については、国家税務局が徴収管理の責任を負う。国家税務総局は、改革試行の徴収管理弁法を制定し、增值税管理情報システムおよび税収徴収管理情報システムを拡大し、貨物運輸業の增值税専用発票を設計、かつ統一的に印刷作成し、関連徴収管理準備および実施業務を全面的に実施する責任を負う。

**財政部 国家稅務總局****財稅[2011]111号****『上海市における交通運輸業および一部の現代サービス業の營業税の増值稅への徵收変更試行を展開することに関する通達』**

各省、自治区、直轄市、計画單列市財政府(局)、國家稅務局、地方稅務局、新疆生產建設兵團財務局：

國務院の批准を経て、上海市において交通運輸業および一部の現代サービス業の營業税の増值稅への徵收変更試行を展開する。『營業税の増值稅への徵收変更試行方案』に基づき、我々は『交通運輸業および一部の現代サービス業の營業税の増值稅への徵收変更試行実施弁法』、『交通運輸業および一部の現代サービス業の營業税の増值稅への徵收変更試行の関連事項の規定』、および『交通運輸業および一部の現代サービス業の營業税の増值稅への徵收変更試行の過渡政策の規定』を制定した。ここに印刷配布し、2012年1月1日から施行する。

上海市の各関連部門は、試行の要求に基づき、試行業務を真摯に組織し、試行の順調な進行を確保し、問題が発生した場合は、速やかに財政部および國家稅務總局に報告すること。

付属文書1：交通運輸業および一部の現代サービス業の營業税の増值稅への徵收変更試行実施弁法

付属文書2：交通運輸業および一部の現代サービス業の營業税の増值稅への徵收変更試行の関連事項の規定

付属文書3：交通運輸業および一部の現代サービス業の營業税の増值稅への徵收変更試行の過渡政策の規定

財政部 国家稅務總局

2011年11月16日

付属文書1:

## 交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税の増值税への徴収変更試行実施弁法

### 第1章 納税者および源泉徴収義務者

- 第1条** 中華人民共和国国内(以下、境内という)で交通運輸業および一部の現代サービス業のサービス(以下、課税サービスという)を提供する単位および個人は、増值税の納税者とする。納税者が課税サービスを提供する場合、本弁法に照らして増值税を納付しなければならず、営業税は納税しない。
- 単位とは、企業、行政単位、事業単位、軍事単位、社会団体およびその他の単位を指す。
- 個人とは、個人工商業者およびその他の個人を指す。
- 第2条** 単位が請負、賃借、名義借り方式で経営している場合、請負人、賃借人、名義借人(以下、請負人という)が発注者、賃貸人、名義貸人(以下、発注者という)名義で対外経営し、かつ発注者が関連の法律責任を負う場合、当該発注者を納税者とする。さもなければ、請負人を納税者とする。
- 第3条** 納税者は、一般納税者と小規模納税者に分類される。
- 課税サービスの年度の増值税を徴収すべき売上高(以下、課税サービス年度売上高という)が財政部および国家税務総局が規定する基準を超える納税者を一般納税者とし、規定する基準を超えない納税者を小規模納税者とする。
- 課税サービス年度売上高が規定する基準を超えるその他の個人は一般納税者に属さない。非企業性単位、常に課税サービスを提供しない企業および個人工商業者は、小規模納税者に照らして納税することを選択することができる。
- 第4条** 小規模納税者は、会計計算が健全で、正確な税務資料を提供することができる場合、主管税務機関に一般納税者資格認定を申請し、一般納税者となることができる。
- 会計計算が健全とは、国家統一の会計制度規定に照らして帳簿を設置し、合法で有効な証憑に基づき計算することができることを指す。
- 第5条** 一般納税者の条件に合致する納税者は、主管税務機関に一般納税者資格認定を申請しなければならない。具体的な認定弁法は国家税務総局が制定する。

国家税務総局に別途規定がある場合を除き、いったん一般納税者と認定された後は、小規模納税者に変更してはならない。

**第6条** 中華人民共和国国外(以下、境外という)の単位もしくは個人が国内(境内)で課税サービスを提供するとき、国内(境内)に経営機構を設置していない場合、その代理人を增值税源泉徴収義務者とする。国内(境内)に代理人がない場合、受領者を增值税源泉徴収義務者とする。

**第7条** 2人もしくは2人以上の納税者は、財政部および国家税務総局の批准を経て、1人の納税者とみなし、一括して納税することができる。具体的な弁法は財政部および国家税務総局が別途制定する。

## 第2章 課税サービス

**第8条** 課税サービスとは、陸上運輸サービス、水上運輸サービス、航空運輸サービス、パイプ運輸サービス、研究開発および技術サービス、情報技術サービス、文化創意サービス、物流補助サービス、有形動産リースサービス、鑑定・証明コンサルティングサービスを指す。  
課税サービスの具体的な範囲は、本弁法に添付している『課税サービス範囲注釈』に照らして執行する。

**第9条** 課税サービスの提供とは、課税サービスを有償で提供することを指す。  
有償とは、貨幣、貨物、もしくはその他の経済利益を取得することを指す。  
非営業活動において提供する交通運輸業および一部の現代サービス業のサービスは課税サービスの提供に属さない。  
非営業活動とは、以下を指す。  
(一) 非企業性単位が法律および行政法規の規定に照らして、国家行政管理および公共サービス職能を履行するため政府性基金もしくは行政事業性費用を受領する活動。  
(二) 単位もしくは個人工商業者が招聘した職員が本単位もしくは雇用主のために提供する交通運輸業および一部の現代サービス業のサービス。  
(三) 単位もしくは個人工商業者が職員のために提供する交通運輸業および一部の現代サービス業のサービス。  
(四) 財政部および国家税務総局が規定するその他の事由。

**第10条** 国内(境内)における課税サービスの提供とは、課税サービスの提供者もしくは受領者が国内(境内)にあることを指す。

以下に列挙する事由は国内(境内)における課税サービスの提供に属さない。

- (一) 国外(境外)の単位もしくは個人が国内(境内)の単位もしくは個人に完全に国外(境外)で消費する課税サービスを提供すること。
- (二) 国外(境外)の単位もしくは個人が国内(境内)の単位もしくは個人に完全に国外(境外)で使用する有形動産をリースすること。
- (三) 財政部および国家税務総局が規定するその他の事由。

**第11条** 単位および個人工商業者の以下に列挙する事由は、課税サービスの提供とみなす。

- (一) その他の単位もしくは個人に交通運輸業および一部の現代サービス業のサービスを無償で提供すること。ただし、公益活動を目的とする、もしくは社会公衆を対象とするものを除く。
- (二) 財政部および国家税務総局が規定するその他の事由。

### 第3章 税率および徴収率

**第12条** 増增值税税率は以下の通り。

- (一) 有形動産リースサービスの提供については、税率を17%とする。
- (二) 交通運輸業サービスの提供については、税率を11%とする。
- (三) 現代サービス業サービス(有形動産リースサービスを除く)の提供については、税率を6%とする。
- (四) 財政部および国家税務総局が規定する課税サービスについては、税率をゼロとする。

**第13条** 増增值税徴収率は3%とする。

### 第4章 納付税額の計算

#### 第1節 一般性規定

**第14条** 増增值税の税額計算方法は、一般税額計算方法および簡易税額計算方法を含む。

**第15条** 一般納稅者が課税サービスを提供する場合、一般税額計算方法を適用し税額を計算する。  
一般納稅者が財政部および国家税務総局が規定する特定課税サービスを提供する場合、簡易税額計算方法を適用し税額を計算することを選択することができるが、いったん選択したら、36ヶ月以内は変更してはならない。

**第16条** 小規模納稅者が課税サービスを提供する場合、簡易税額計算方法を適用し税額を計算する。

**第17条** 国外(境外)の単位もしくは個人が国内(境内)で課税サービスを提供するとき、国内(境内)にまだ経営機構を置いていない場合、源泉徴収義務者は以下の公式に照らして、源泉徴収すべき税額を計算する。  
$$\text{源泉徴収すべき税額} = \text{受領者が支払う代金} \div (1 + \text{税率}) \times \text{税率}$$

## 第2節 一般税額計算方法

**第18条** 一般税額計算方法の納付税額とは、当期売上税額から当期仕入税額を控除した後の残額を指す。  
納付税額の計算公式は以下の通り。  
$$\text{納付税額} = \text{当期売上税額} - \text{当期仕入税額}$$
  
当期売上税額が当期仕入税額を下回り、控除するのに不足している場合、その不足部分は翌期に繰り越し引き続き控除することができる。

**第19条** 売上税額とは、納稅者が提供する課税サービスについて、売上高と增值税税率に照らして計算する增值税額を指す。売上税額の計算公式は以下の通り。  
$$\text{売上税額} = \text{売上高} \times \text{税率}$$

**第20条** 一般税額計算方法の売上高は売上税額を含まず、納稅者が売上高および売上税額を一括して価格を計算する方法を採用する場合、以下の公式に照らして売上高を計算する。  
$$\text{売上高} = \text{税込売上高} \div (1 + \text{税率})$$

**第21条** 仕入税額とは、納稅者が貨物を仕入れ、もしくは加工修理補修役務および課税サービスを受け、支払う、もしくは負担する增值税税額を指す。

**第22条** 以下に列挙する仕入税額は、売上税額から控除することを許可する。

- (一) 販売者もしくは提供者から取得した増価税専用発票に明記されている増価税額。
- (二) 税関から取得した税関輸入増価税専用納付書に明記されている増価税額。
- (三) 農産品を仕入れる場合、増価税専用発票もしくは税関輸入増価税専用納付書を取得する場合以外は、農産品買付発票もしくは販売発票に明記されている農産品購入価格および13%の控除率に照らして計算した仕入税額。計算公式は以下の通り。  
仕入税額＝購入価格 × 控除率  
購入価格とは、納税者が農産品を仕入れ、農産品買付発票もしくは販売発票に明記されている代金および規定に照らして納付する煙草税を指す。
- (四) 交通運輸業のサービスを受領する場合、増価税専用発票を取得する場合以外は、運輸費用決算証票に明記されている運輸費用金額および7%の控除率に照らして計算する仕入税額。仕入税額の計算公式は以下の通り。  
仕入税額＝運輸費用金額 × 控除率  
運輸費用金額とは、運輸費用決算証票に明記されている運輸費用(鉄道臨時管理線および鉄道専用線運輸費用を含む)、建設基金を指し、積卸費、保険費等のその他の雑費は含まれない。
- (五) 国外(境外)の単位もしくは個人が提供する課税サービスを受領する場合、税務機関もしくは国内(境内)の代理人から取得した税額納付に係る中華人民共和国税収通用納付書(以下、通用納付書という)に明記されている増価税額。

**第23条**

納税者が取得した増価税控除証憑が法律、行政法規、もしくは国家税務総局の関連規定に合致しない場合、その仕入税額は売上税額から控除してはならない。  
増価税控除証憑とは、増価税専用発票、税関輸入増価税専用納付書、農産品買付発票、農産品販売発票、運輸費用決算証票、および通用納付書を指す。  
納税者が通用納付書により仕入税額を控除する場合、書面の契約、支払証明、および国外(境外)の単位の帳簿照合票もしくは発票を具備しなければならない。資料が不完全である場合、その仕入税額は売上税額から控除してはならない。

**第24条**

以下に列挙する項目の仕入税額は売上税額から控除してはならない。

- (一) 簡易税額計算方法を適用する税額計算項目、非増価税課税項目、増価税免税項目、集団福利、もしくは個人消費に使用する調達貨物、受領する加工修理補修役務もしくは課税サービス。そのうち、関係する固定資産、特許技術、非特許技術、のれん、商標、著作権、

有形動産リースとは、上述の項目に専門的に使用する固定資産、特許技術、非特許技術、のれん、商標、著作権、有形動産リースのみを指す。

- (二) 非正常損失の調達貨物および関連の加工修理補修役務および交通運輸業のサービス。
- (三) 非正常損失の仕掛品、完成品が消耗した調達貨物(固定資産を含まない)、加工修理補修役務、もしくは交通運輸業のサービス。
- (四) 受領した旅客運輸サービス。
- (五) 自己で使用した消費税を徴収すべきオートバイ、自動車、遊覧ボート。ただし、交通運輸業サービスを提供する運輸工具、およびリースサービスの目的物とする場合を除く。

## 第25条

非増価税課税項目とは、非増価税課税役務、無形資産譲渡(特許技術、非特許技術、のれん、商標、著作権を除く)、不動産販売および不動産の建設仮勘定を指す。

非増価税課税役務とは、『課税サービス範囲注釈』に列挙されている項目以外の営業税課税役務を指す。

不動産とは、移動することができない、もしくは移動後に性質、形状の変化を引き起こす財産を指し、建築物、構築物およびその他の土地付着物を含む。

納税者が不動産を新築、改築、増築、修繕、装飾する場合はすべて不動産の建設仮勘定に属する。

個人消費は、納税者の交際接待消費を含む。

固定資産とは、使用期限が12カ月を超える機器、機械、運輸工具、およびその他生産経営に関連する設備、工具、器具等を指す。

非正常損失とは、管理不備が盗難、紛失、腐食変質を引き起こしたことによる損失、および執行部門により法に照らして没収された、もしくは強制的に自身で破棄するよう命令された貨物を指す。

## 第26条

一般税額計算方法を適用する納税者は、簡易税額計算方法の税額計算項目、非増価税課税役務、増価税免税項目を兼営し、区分できないため控除してはならない仕入税額について、以下の公式に照らして、控除してはならない仕入税額を計算する。

控除してはならない仕入税額 = 当期の区分できない全部の仕入税額 × (当期の簡易税額計算方法の税額計算項目の売上高 + 非増価税課税役務の営業額 + 増価税免税項目の売上高) ÷ (当期全部の売上高 + 当期全部の営業額)

主管税務機関は、上述の公式に照らして年度数値に基づき控除してはならない仕入税額に対して

清算を行うことができる。

**第27条** すでに仕入税額を控除した調達貨物、加工修理補修役務もしくは課税サービスの受領については、本弁法第24条規定の事由(簡易税額計算方法税額計算項目、非増価税課税役務、増価税免税項目を除く)が発生した場合、当該仕入税額を当期仕入税額から控除しなければならない。当該仕入税額を確定することができない場合、当期実際原価に照らして控除すべき仕入税額を計算しなければならない。

**第28条** 納税者が提供する一般税額計算方法を適用し税額を計算する課税サービスについて、サービス中止もしくは割引により購入者に返還した増価税額は、当期の売上税額から控除しなければならない。サービス中止、調達貨物返品、割引が発生し、回収した増価税額は、当期の仕入税額から控除しなければならない。

**第29条** 以下に列挙する事由のいずれかがある場合、売上高および増価税税率に照らして納付税額を計算しなければならない。仕入税額を控除してはならず、増価税専用発票を使用してはならない。

(一) 一般納税者会計計算が健全ではない、もしくは正確な税務資料を提供することができない場合。

(二) 一般納税者資格認定を申請手続しなければならないが、未申請の場合。

### 第3節 簡易税額計算方法

**第30条** 簡易税額計算方法の納付税額とは、売上高および増価税徴収率に照らして計算する増価税額を指し、仕入税額を控除してはならない。納付税額の計算公式は以下の通り。

納付税額 = 売上高 × 徴収率

**第31条** 簡易税額計算方法の売上高には、その納付税額は含まず、納税者が売上高および納付税額を一括して価格を決定する方法を採用する場合、以下の公式に照らして売上高を計算する。

売上高 = 税込売上高 ÷ (1 + 徵収率)

**第32条** 納税者が提供する簡易税額計算方法を適用し税額を計算する課税サービスについて、サービス中止もしくは割引により受領者に返還した売上高は、当期の売上高から控除しなければならない。当期売上高を控除した後、残額があることで多く納付した税額については、以後の納付税額から控除

することができる。

#### 第4節 売上高の確定

- 第33条** 売上高とは、納税者が課税サービスを提供して取得する全部の代金および価格外費用を指す。価格外費用とは、価格外で受領する各種性質の価格外費用を指す。ただし、代わりに受領する政府性基金もしくは行政事業性費用は含まない。
- 第34条** 売上高は人民元で計算する。  
納税者が人民元以外の貨幣に照らして売上高を決算する場合、人民元に換算して計算しなければならず、換算率は売上高が発生した当日もしくは当月1日の人民元為替レートの仲値を選択することができる。納税者はあらかじめ採用する換算率を確定しなければならず、確定後12ヶ月以内は変更してはならない。
- 第35条** 納税者が異なる税率もしくは徴収率を適用する課税サービスを提供する場合、異なる税率もしくは徴収率を適用する売上高を別々に計算しなければならない。別々に計算していない場合、高い方の税率を適用する。
- 第36条** 納税者が営業税課税項目を兼営する場合、課税サービスの売上高と営業税課税項目の営業額を別々に計算しなければならない。別々に計算していない場合、主管税務機関が課税サービスの売上高を査定する。
- 第37条** 紳税者が免税、減税項目を兼営する場合、免税、減税項目の売上高を別々に計算しなければならない。別々に計算していない場合、免税、減税してはならない。
- 第38条** 紳税者が課税サービスを提供し、増增值税専用発票を発行後、課税サービスの提供を中止、割引、発票発行に誤りがある等の事由については、国家税務総局の規定に照らして、赤字增值税専用発票を発行しなければならない。規定に照らして赤字增值税専用発票を発行していない場合、本弁法第28条および第32条の規定に照らして売上税額もしくは売上高を控除してはならない。
- 第39条** 紳税者が課税サービスを提供するとき、代金と割引額を同一の発票に別々に明記する場合、割引後の代金を売上高とする。同一の発票に別々に明記していない場合、代金を売上高とし、割引額

を控除してはならない。

**第40条** 納税者が課税サービスを提供する価格が明らかに低く、もしくは高く、かつ合理的な商業目的を有しない場合、もしくは本弁法第11条に列挙されている課税サービスの提供とみなすことが発生したが売上高がない場合、主管税務機関は以下に列挙している順序に照らして売上高を確定する権利を有する。

- (一) 納税者が直近時期に提供した同類の課税サービスの平均価格に照らして確定する。
- (二) その他の納税者が直近時期に提供した同類の課税サービスの平均価格に照らして確定する。
- (三) 課税標準価格に照らして確定する。課税標準価格の公式は以下の通り。

$$\text{課税標準価格} = \text{原価} \times (1 + \text{原価利益率})$$

原価利益率は国家税務総局が確定する。

## 第5章 納税義務、源泉徴収義務発生時期および納税地

**第41条** 増增值税納税義務の発生時期は以下の通り。

- (一) 納税者が課税サービスを提供し、かつ売上金額を受領し、もしくは売上金額請求証憑を取得した当日。先に発票を発行した場合、発票を発行した当日とする。  
売上金額の受領とは、納税者が課税サービスを提供する過程で、もしくは完了後、代金を受領することを指す。  
売上金額請求証憑を取得した当日とは、書面の契約で確定した支払日を指す。書面の契約を締結していない、もしくは書面の契約が支払日を確定していない場合、課税サービスが完了した当日とする。
- (二) 紳税者が有形動産リースのサービスを提供し、前受金方式を採用する場合、その納税義務の発生時期は前受金を受領した当日とする。
- (三) 紳税者に本弁法11条が課税サービスの提供とみなす事由が発生した場合、その納税義務の発生時期は課税サービスが完了した当日とする。
- (四) 増增值税源泉徴収義務の発生時期は、納税者に増增值税納税義務が発生した当日とする。

**第42条** 増增值税納税地は以下の通り。

- (一) 固定業者は、その機構所在地もしくは居住地の主管税務機関に申告納税しなければなら

ない。総機構および支店が同一の県(市)に所在しない場合、各自の所在地の主管税務機関にそれぞれ申告納税しなければならない。財政部および国家税務総局もしくはそれが授權する財政および税務機関の批准を経て、総機構は一括して総機構所在地の主管税務機関に申告納税することができる。

- (二) 非固定業者は、課税サービス発生地の主管税務機関に申告納税しなければならない。申告納税していない場合、その機構の所在地もしくは居住地の主管税務機関が税額を追加徴収する。
- (三) 源泉徴収義務者は、その機構所在地もしくは居住地の主管税務機関に源泉徴収の税額を申告納税しなければならない。

- 第43条** 増価税の納税期限は、それぞれ1日、3日、5日、10日、15日、1ヶ月、もしくは1四半期とする。納税者の具体的な納税期限は、主管税務機関が納税者の納付税額の大きさに基づき、それぞれ査定する。1四半期を納税期限とする規定は、小規模納税者ならびに財政部および国家税務総局が規定するその他の納税者に適用する。固定期限に照らして納税することができない場合、回ごとに納税することができる。  
納税者が1ヶ月もしくは1四半期を1納税期とする場合、期限満了日から15日以内に申告納税する。1日、3日、5日、10日、もしくは15日を1納税期とする場合、期限満了日から5日以内に税金を予納し、翌月1日から15日以内に申告納税し、かつ前月の納付税額を清算する。  
源泉徴収義務者が税金を納付する期限は、前2項の規定に照らして執行する。

## 第6章 税収減免

- 第44条** 納税者が提供した課税サービスが免税、減税の規定を適用する場合、免税、減税を放棄し、本弁法の規定に基づき、増価税を納付することができる。免税、減税を放棄した後、36ヶ月以内は免税、減税を再度申請してはならない。
- 第45条** 個人が提供する課税サービスの売上額が増価税の課税最低限に達しない場合、増価税を免税とする。課税最低限に達する場合、全額について増価税を計算、納付する。  
増価税の課税最低限は、一般納税者に認定された個人工商業者には適用しない。
- 第46条** 増価税の課税最低限の範囲は以下の通り。

- (一) 期間ごとに納税する場合、月の課税売上高5,000～20,000元(当該数値を含む)とする。
- (二) 回ごとに納税する場合、毎回(日)の売上高300～500元(当該数値を含む)とする。
- 課税最低限の調整は、財政部および国家税務総局が規定する。省、自治区、直轄市財政庁(局)および国家税務総局は、規定の範囲内で実際の状況に基づき本地区が適用する課税最低限を確定し、かつ財政部および国家税務総局に報告しなければならない。

## 第7章 徴収管理

- 第47条** 営業税から徵収変更された增值税は、国家税務総局が徵収の責任を負う。
- 第48条** 納税者がゼロ税率を適用する課税サービスを提供する場合、期間ごとに主管税務機関に税金還付、免税手続を申請しなければならず、具体的な弁法は財政部および国家税務総局が制定する。
- 第49条** 納税者が課税サービスを提供する場合、增值税専用発票を請求する受領者に增值税専用発票を発行し、かつ增值税専用発票に売上高と売上税額をそれぞれ明記しなければならない。  
以下に列挙する事由のいずれかに属する場合、增值税専用発票を発行してはならない。
- (一) 消費者個人に課税サービスを提供する場合。
- (二) 增值税免税の規定を適用する課税サービス。
- 第50条** 小規模納税者が課税サービスを提供するとき、受領者が增值税専用発票を請求する場合、主管税務機関に代理発行を申請することができる。
- 第51条** 納税者の增值税の徵収管理については、本弁法および『中華人民共和国税収徵収管理法』および現行の增值税徵収管理の関連規定に照らして執行する。

## 第8章 付則

- 第52条** 納税者は国家統一の会計制度に照らして、增值税の会計計算を行わなければならない。
- 第53条** 本弁法は試行地区的単位および個人、ならびに試行地区的単位および個人に課税サービスを提

供する国外(境外)の単位および個人に適用する。

試行地区の単位および個人とは、機構所在地が試行地区にある単位および個人工商業者、ならびに居住地が試行地区にあるその他の個人を指す。

付属文書:

課税サービス範囲注釈

一、 交通運輸業

交通運輸業とは、運輸工具を使用し、貨物もしくは旅客を目的地に運送し、その空間位置を移動させる業務活動を指す。陸上運輸サービス、水上運輸サービス、航空運輸サービスおよびパイプ運輸サービスを含む。

(一) 陸上運輸サービス。

陸上運輸サービスとは、陸上（地上もしくは地下）を通じて貨物もしくは旅客を運送する運輸業務活動を指し、道路運輸、ケーブルカー運輸、ケーブル運輸およびその他の陸上運輸を含み、鉄道運輸は暫定的に含まない。

(二) 水上運輸サービス。

水上運輸サービスとは、大河、河川、湖、川等天然、人工水路もしくは海洋航路を通じて貨物もしくは旅客を運送する運輸業務活動を指す。

遠洋運輸の航海チャーター、タイムチャーター業務は、水上運輸サービスに属する。

航海チャーター業務とは、遠洋運輸企業が用船者のためにある特定航路の運輸任務を完了し、かつリース料金を受領する業務を指す。

タイムチャーター業務とは、遠洋運輸企業がオペレーション人員を配備した船舶を他人が一定期間使用するために賃借し、賃借期間内において賃借人の移動配置を待ち、経営であってもなくても1日ごとに賃借人からリース料を受領し、発生した固定費用はすべて船主が負担する業務を指す。

(三) 航空運輸サービス。

航空運輸サービスとは、空中航路を通じて貨物もしくは旅客を運送する運輸業務活動を指す。

航空運輸のウェットリース業務は、航空運輸サービスに属する。

ウェットリース業務とは、航空運輸企業が、乗組員を配置した飛行機を他人が一定期間使用するために賃借し、賃借期間内において賃借人の移動配置を待ち、経営であってもなくても一定基準ごとに賃借人からリース料を受領し、発生した固定費用はすべて貸借人が受け持つ業務を指す。

(四) パイプ運輸サービス。

パイプ運輸サービスとは、パイプ施設を通じて気体、液体、固体物質を輸送する運輸業務活動を指す。

## 二、一部の現代サービス業

一部の現代サービス業とは、製造業、文化産業、现代物流産業等を中心として技術性、知識性サービスを提供する業務活動を指す。研究開発および技術サービス、情報技術サービス、文化創意サービス、物流補助サービス、有形動産リースサービス、鑑定・証明コンサルティングサービスを含む。

### (一) 研究開発および技術サービス。

研究開発および技術サービスとは、研究開発サービス、技術譲渡サービス、技術コンサルティングサービス、ESCO 事業サービス、工事実地調査探査サービスを含む。

1. 研究開発サービスとは、新技術、新製品、新加工もしくは新材料およびそのシステムについて研究と試験開発を行う業務活動を指す。
2. 技術譲渡サービスとは、特許もしくは非特許技術の所有権もしくは使用権を譲渡する業務活動を指す。
3. 技術コンサルティングサービスとは、特定の技術項目に対して実行可能性論証、技術予測、特定の問題についての技術調査、分析評価報告、および専門知識コンサルティング等を提供する業務活動を指す。
4. ESCO 事業サービスとは、省エネルギーサービス会社がエネルギー使用単位と契約形式で省エネルギー目標を約定し、省エネルギーサービス会社が必要なサービスを提供し、エネルギー使用単位は省エネルギー効果をもって省エネルギーサービス会社の投入、およびその合理的な報酬を支払う業務活動を指す。
5. 工事実地調査探査サービスとは、採鉱、工事施工前に、地形、地質構造、地下資源埋蔵状況に対して実地調査を実施する業務活動を指す。

### (二) 情報技術サービス。

情報技術サービスとは、コンピュータ、通信ネットワーク等の技術を利用して、情報に対して生産、収集、処理、加工、保存、運輸、検索および利用を行い、かつ情報サービスを提供する業務活動を指す。ソフトウェアサービス、電気回路設計およびテストサービス、情報システムサービスおよび業務工程管理サービスを含む。

1. ソフトウェアサービスとは、ソフトウェア開発サービス、ソフトウェアコンサルティングサービス、ソフトウェア保護サービス、ソフトウェアテストサービスを提供する業務行為を指す。
2. 電気回路設計およびテストサービスとは、集積回路および電子電気回路製品の設計、テストおよび関連技術サポートサービスを提供する業務行為を指す。
3. 情報システムサービスとは、情報システム集積、ネットワーク管理、デスクトップ管理と保護、情報システムの応用、基礎情報技術管理プラットフォームの整合、情報技術基礎施設の

管理、データセンター、受託管理センター、安全サービスセンターを提供する業務行為を指す。

4. 業務工程管理サービスとは、コンピュータ情報技術により提供する人的資源管理、財務経済管理、金融支払サービス、内部データ分析、コールセンターおよびEコマースプラットフォーム等のサービスの業務活動を指す。

(三) 文化創意サービス。

文化創意サービスとは、設計サービス、商標著作権譲渡サービス、知的財産権サービス、広告サービスおよび会議展覧サービスを含む。

1. 設計サービスとは、計画、企画、構想を視覚、文字等の形式を通じて伝達する業務活動を指す。工業デザイン、造形デザイン、服飾デザイン、環境デザイン、平面デザイン、パッケージデザイン、アニメーションデザイン、展示デザイン、ウェブデザイン、機械設計、工事設計、創意企画立案等を含む。
2. 商標著作権譲渡サービスとは、商標、のれん、および著作権を譲渡する業務活動を指す。
3. 知的財産権サービスとは、知的財産権の事務を処理する業務活動を指す。特許、商標、著作権、ソフトウェア、集積回路配置設計に対する代理、登記、鑑定、評価、認証、コンサルティング、検索サービスを含む。
4. 広告サービスとは、書籍、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、映画、スライド、看板、ポスター、ショーウィンドー、ネオンサイン、照明看板、インターネット等の各種形式を利用し、顧客の商品、経営サービス項目、文化・スポーツプログラム、もしくは通告、声明等の委託事項のために宣伝および関連サービスの提供を行う業務活動を指す。広告の企画、設計、制作、公布、放映、宣伝、展示等を含む。
5. 会議展覧サービスとは、商品の流通、促進販売、展示、経済貿易協議、民間交流、企業間コミュニケーション、国際交流等のために開催する各種展覧および会議の業務活動を指す。

(四) 物流補助サービス。

物流補助サービスとは、航空サービス、港湾埠頭サービス、貨物運輸旅客運輸駅サービス、引上げ救助サービス、貨物運輸代理サービス、代理通関手続サービス、倉庫サービス、および積卸運搬サービスを含む。

1. 航空サービスとは、航空地上サービスおよび通用航空サービスを含む。

航空地上サービスとは、航空会社、空港、民用航空管理局、ターミナル等が国内(境内)で運行する、もしくは国内(境内)空港に停留する国内(境内)・国外(境外)の飛行機、もしく

はその他の飛行機器に提供する航空誘導等の労働性地上サービスの業務活動を指す。

旅客安全検査サービス、駐機場管理サービス、空港ロビー管理サービス、飛行機洗浄消毒サービス、空中飛行管理サービス、飛行機離着陸サービス、飛行通信サービス、地上信号サービス、飛行機安全サービス、飛行機滑走路管理サービス、空中交通管理サービス等を含む。

通用航空サービスとは、専用業務のために飛行サービスを提供する業務活動を指し、航空撮影、航空測量、航空探査、航空森林保護、航空懸吊散布、航空降雨等を含む。

2. 港湾埠頭サービスとは、港務船舶管理調整サービス、船舶通信サービス、航路管理サービス、航路浚渫サービス、灯台管理サービス、航路標識管理サービス、船舶水先案内サービス、貨物照合サービス、係留出帆サービス、停泊・移動サービス、海上船舶油除去サービス、水上交通管理サービス、船舶専門洗浄消毒検査測定サービス、および船舶漏油防止サービス等、船舶のためにサービスを提供する業務活動を指す。
3. 貨物運輸旅客運輸駅サービスとは、貨物運輸旅客運輸サービス駅(鉄道運輸を含まない)が提供する貨物積載サービス、運輸組織サービス、乗換乗継サービス、車両管理調整サービス、発券業務サービス、および車両駐車サービス等の業務活動を指す。
4. 引上げ救助サービスとは、船舶人員救助、船舶財産救助、水上救助、および沈没船沈没物引上げサービスを提供する業務活動を指す。
5. 貨物運輸代理サービスとは、貨物荷受人、荷送人の委託を受けて、委託人の名義もしくは自己の名義で貨物運輸役務を直接提供しないという状況の下、委託のために貨物運輸および関連業務手続を行う業務活動を指す。
6. 代理通関手続サービスとは、輸出入貨物の荷受人、荷送人の委託を受けて、通関手続を代行する業務活動を指す。
7. 倉庫サービスとは、倉庫、貨物置場、もしくはその他の場所を利用して、顧客の代わりに貨物を貯蔵、安置、保管する業務活動を指す。
8. 積卸運搬サービスとは、積卸運搬工具、もしくは人的、家畜を利用して、貨物を運輸工具間、積卸場所間、もしくは運輸工具と積卸場所の間で積卸および運搬を行う業務活動を指す。

(五) 有形動産リースサービス。

有形動産リースとは、有形動産ファイナンスリースおよび有形動産オペレーティングリースを含む。

1. 有形動産ファイナンスリースとは、融資の性質および所有権転移の特徴を有する有形動産

リースの業務活動を指す。すなわち、賃貸人が賃借人が要求する規格、サイズ、性能等の条件に基づき、賃借人に有形動産リースを購入し、契約期間内において設備所有権は賃貸人に属し、賃借人は使用権のみを有し、契約満了時にリース料を全額支払った後、賃借人は残存価額によって有形動産を購入する権利を有し、その所有権を有する。賃貸人が有形動産の残存価額を賃借人に販売するか否かに関わらず、すべてファイナンスリースに属する。

2. 有形動産オペレーティングリースとは、約定期間内に物品、設備等の有形動産を他人が使用するために譲渡し、かつリース物の所有権は変更しない業務活動を指す。  
遠洋運輸の裸用船業務、航空運輸のドライリース業務は、有形動産オペレーティングリースに属する。

裸用船業務とは、遠洋運輸企業が船舶を約定期間内に他人が使用するために賃貸し、オペレーション人員を配置せず、運輸過程で発生する各種費用を負担せず、固定リース料のみを受領する業務活動を指す。

ドライリースとは、航空運輸企業が飛行機を約定期間内に他人が使用するために賃貸し、乗組員を配置せず、運輸過程で発生する各種費用を負担せず、固定リース料のみを受領する業務活動を指す。

(六) 鑑定・証明コンサルティングサービス。

鑑定・証明コンサルティングサービスとは、認証サービス、鑑定・証明サービス、およびコンサルティングサービスを含む。

1. 認証サービスとは、専門資質を有する単位が検査測定、検証、計量等の技術を利用し、製品、サービス、管理システムが関連技術規範、関連技術規範の強制的 requirement もしくは基準に合致することを証明する業務活動を指す。
2. 鑑定・証明サービスとは、専門資質を有する単位が委託者の経済活動および関連資料のために鑑定・証明を実施し、証明力を有する意見を表明する業務活動を指す。会計、税務、資産評価、弁護士、不動産土地評価、工事建造費の鑑定・証明を含む。
3. コンサルティングサービスとは、財務、税収、法律、内部管理、業務運営、および工程管理等の情報もしくは提案を提供および立案する業務活動を指す。

付属文書2:

## 交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税の増価税への徴収変更試行の 関連事項の規定

『交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税の増価税への徴収変更試行実施弁法』(以下、『試行実施弁法』という)を貫徹徹底し、営業税の増価税への徴収変更試行の順調な実施を保証するため、ここに試行期間の関連事項について以下の通り規定する。

### 一、 試行納税者(『試行実施弁法』に照らして増価税を納付する納税者を指す)関連政策

#### (一) 混業経営。

試行納税者が異なる税率もしくは徴収率の貨物の販売、加工修理補修役務もしくは課税サービスの提供を兼有する場合、異なる税率もしくは徴収率を適用する売上高を別々に計算しなければならず、売上高を別々に計算していない場合、以下の方法に照らして税率もしくは徴収率を適用する。

1. 異なる税率の貨物の販売、加工修理補修役務もしくは課税サービスの提供を兼有する場合、高い方の税率を適用する。
2. 異なる徴収率の貨物の販売、加工修理補修役務もしくは課税サービスの提供を兼有する場合、高い方の徴収率を適用する。
3. 異なる税率および徴収率の貨物の販売、加工修理補修役務もしくは課税サービスの提供を兼有する場合、高い方の税率を適用する。

#### (二) 石油ガス田企業。

試行地区の石油ガス田企業が課税サービスを提供する場合、『試行実施弁法』に照らして増価税を納付しなければならず、『「石油ガス田企業増価税管理弁法」の印刷配布に関する財政部、国家税務総局の通達』(財税[2009]8号)を執行しない。

#### (三) 売上高。

1. 試行納税者が課税サービスを提供し、国家の関連営業税政策の規定に照らして営業税を差額徴収する場合、それが取得する全部の代金と価格外費用から非試行納税者(試行地区の『試行実施弁法』に照らして増価税を納付しない納税者および非試行地区の納税者を指す)に支払った代金を控除した後の残額を売上高とすることを許可する。

試行納税者の中の小規模納税者が交通運輸業サービスおよび国際貨物運輸代理サービスを提供し、国家の関連営業税政策の規定に照らして営業税を差額徴収する場合、それ

が試行納税者に支払った代金についても、それが取得した全部の代金および価格外費用から控除することを許可する。

試行納税者の中の一般納税者が国際貨物運輸代理サービスを提供し、国家の関連営業税政策の規定に照らして営業税を差額徴収する場合、それが試行納税者に支払った代金についても、それが取得した全部の代金および価格外費用から控除することを許可する。それが試行納税者に支払った代金について増価税専用発票を取得した場合、それが取得した全部の代金および価格外費用から控除してはならない。

代金を控除することを許可する項目については、国家の関連営業税差額徴税政策の規定に合致しなければならない。

2. 試行納税者が全部の代金および価格外費用から代金を控除する場合、法律、行政法規、および国家税務総局の関連規定に合致する証憑を取得しなければならない。さもなくば、控除してはならない。

上述の証憑とは以下を指す。

- (1) 国内(境内)の単位もしくは個人に支払った金額、かつ当該単位もしくは個人に発生した行為が増価税もしくは営業税の徴税範囲に属する場合、当該単位もしくは個人が発行した発票を合法で有効な証憑とする。
  - (2) 支払った行政事業性費用もしくは政府性基金については、発行した財政証票を合法で有効な証憑とする。
  - (3) 国外(境外)の単位もしくは個人に支払った金額については、当該単位もしくは個人の署名証票を合法で有効な証憑とし、税務機関が署名証票に対して疑義がある場合、国外(境外)公証機構の確認証明を提供するようそれに要求することができる。
  - (4) 国家税務総局が規定するその他の証憑。
- (四) 仕入税額。
- 試行納税者が試行納税者の中の小規模納税者が提供する交通運輸業サービスを受領した場合、取得した増価税専用発票に明記されている税込合計金額および7%の控除率に照らして仕入税額を計算する。
- 試行納税者が試行地区から取得した2012年1月1日(同日含む)以降に発行した運輸費用決算証票(鉄道運輸費用決算証票を除く)については、増価税控除証憑としてはならない。
- (五) 一般納税者資格認定および税額計算方法。
1. 『試行実施弁法』第3条に規定されている課税サービス年度売上高の基準は、500万元

(本数値を含む、以下同様)とする。

財政部および国家税務総局は試行状況に基づき、課税サービス年度売上高の基準について調整を行うことができる。

試行地区の課税サービス年度売上高が500万元を超えない原道路、内陸河川貨物運輸業について自身で発票を発行する納税者は、一般納税者としての認定を申請しなければならない。

2. 試行納税者の中の一般納税者が提供する公共交通運輸サービス(顧客連絡船、公共交通旅客運搬、軌道交通、タクシーを含む)については、簡易税額計算方法に照らして増增值税を計算、納付することを選択することができる。

(六) 年度を跨ぐリース。

試行納税者が2011年12月31日(同日含む)以前に締結した、いまだに執行完了していないリース契約については、契約満了日以前は引き続き現行の営業税政策の規定に照らして営業税を納付する。

(七) 非固定業者。

機構所在地もしくは居住地が試行地区に所在する非固定業者が非試行地区で課税サービスを提供する場合、その機構所在地もしくは居住地の主管税務機関に増增值税を申告、納付しなければならない。

## 二、源泉徴収義務者の関連政策

以下に列挙する事由に合致する場合、『試行実施弁法』第6条の規定に照らして増增值税を源泉徴収する。

- (一) 国内(境内)の代理人を源泉徴収義務者とする場合、国内(境内)の代理人および受領者の機構所在地もしくは居住地がすべて試行地区に所在すること。
- (二) 受領者を源泉徴収義務者とする場合、受領者の機構所在地もしくは居住地が試行地区に所在すること。

上述の事由に合致しない場合、依然として現行の営業税の関連規定に照らして、営業税を源泉徴収する。

## 三、もともとの増增值税納税者(『中華人民共和国増增值税暫定条例』に照らして増增值税を納付する納税者を指す)の関連政策

(一) 仕入税額。

1. もともとの増增值税一般納税者が、試行納税者が提供する課税サービスを受領する場合、取得した増增值税専用発票に明記されている増增值税額を仕入税額とし、売上税額から控除

することを許可する。

2. もともとの増增值税一般納税者が試行納税者の中の小規模納税者が提供する交通運輸業サービスを受領する場合、提供者から取得した増增值税専用発票に明記されている税込合計金額および7%の控除率に照らして仕入税額を計算し、売上税額から控除する。
3. 試行地区のもともとの増增值税一般納税者が国外(境外)の単位もしくは個人が提供する課税サービスを受領するとき、規定に照らして増增值税を源泉徴収しなければならない場合、売上税額から控除した仕入税額を税務機関もしくは代理人から取得した税金納付の中華人民共和国税収通用納付書(以下、通用納付書という)に明記されている増增值税額とすることを許可する。  
上述の納税者が通用納付書により仕入税額を控除する場合、書面の契約、支払証明、および国外(境外)の単位の帳簿照合票もしくは発票を具備しなければならない。さもなければ、仕入税額は売上税額から控除してはならない。
4. 試行地区のもともとの増增值税一般納税者が貨物を調達、もしくは加工修理補修役務を受領するとき、『課税サービス範囲注釈』に列挙されている項目に使用する場合、『中華人民共和国增值税暫定条例』(以下、『增值税条例』という)第10条でいう非增值税課税項目の使用に属さず、その仕入税額は売上税額から控除することを許可する。
5. もともとの増增值税一般納税者が試行納税者が提供する課税サービスを受領する場合、以下に列挙する項目の仕入税額は売上税額から控除してはならない。

- (1) 簡易税額計算方法に使用する税額計算項目、非增值税課税項目、增值税免税項目、集団福利もしくは個人消費。そのうち、関係する特許技術、非特許技術、のれん、商標、著作権、有形動産リースについては、上述の項目に専門的に使用する、特許技術、非特許技術、のれん、商標、著作権、有形動産リースのみを指す。
- (2) 受領した旅客運輸サービス。
- (3) 非正常損失の調達貨物に関連する交通運輸業のサービス。
- (4) 非正常損失の仕掛品、完成品が消耗した調達貨物と関連する交通運輸業のサービス。

上述の非增值税課税項目は、試行地区のもともとの増增值税一般納税者に対しては、『增值税条例』第10条でいう非增值税課税項目を指すが、『課税サービス範囲注釈』に列挙されている項目を含まない。非試行地区のもともとの増增值税一般納税者に対しては、『增值税条例』第10条でいう非增值税課税項目

を指す。

6. もともとの増税一般納税者が試行地区から取得した2012年1月1日(同日を含む)以降に発行した運輸費用決算証票(鉄道運輸費用決算証票を除く)については、一律に増税控除証憑としてはならない。

(二) 一般納税者認定。

試行地区のもともとの増税一般納税者が課税サービスを兼有するとき、『試行実施弁法』および本規定第1条第5項の規定に照らして一般納税者の認定を申請しなければならない場合、一般納税者認定手続を新たに行う必要はない。

(三) 増税期末未控除仕入税額。

試行地区のもともとの増税一般納税者が課税サービスを兼有する場合、2011年12月31日までの増税期末未控除仕入税額については、課税サービスの売上税額から控除してはならない。

付属文書3:

## 交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税の増增值税への徴収変更試行の過渡政策の規定

交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税の増增值税への徴収変更後、試行納税者（『試行実施弁法』に照らして増增值税を納付する納税者を指す）がもともと享受している営業税優遇政策の穏やかな移行を実現するため、ここに試行期間における試行納税者の関連増增值税優遇政策について以下の通り規定する。

### 一、以下に列挙する項目については、増增值税を免税とする

- (一) 個人の著作権の譲渡。
- (二) 身体障害者個人の課税サービスの提供。
- (三) 航空会社の飛行機農薬散布サービスの提供。
- (四) 試行納税者の技術譲渡、技術開発、およびこれらと関連する技術コンサルティング、技術サービスの提供。

1. 技術譲渡とは、譲渡者が保有する特許および非特許技術の所有権もしくは使用権を有償で他人に譲渡する行為を指す。技術開発とは、開発者が他人の委託を受けて新技術、新製品、新加工、もしくは新材料、ならびにそのシステムについて研究開発を行う行為を指す。技術コンサルティングとは、特定の技術項目について実行可能性論証、技術予測、特定の問題についての技術調査、分析評価報告等を提供することを指す。

技術譲渡、技術開発と関連する技術コンサルティング、技術サービスとは、譲渡者（もしくは受託者）が技術譲渡もしくは開発契約の規定に基づき、受託者（もしくは委託者）が譲渡（もしくは委託開発）する技術を把握するのを助けるために提供する技術コンサルティング、技術サービスの業務を指し、かつこの部分の技術コンサルティング、サービスの代金と技術譲渡（もしくは開発）の代金は、同一の発票に記載しなければならない。

2. 審査手順。試行納税者が増增值税免税を申請する時、技術譲渡、開発の書面の契約を持ち、試行納税者所在地の省級科学技術主管部門で認定を行い、かつ関連の書面の契約および科学技術主管部門の審査意見証明文書を持ち、主管国家税務局に報告し、調査のために保存しなければならない。

- (五) 条件に合致する省エネルギーサービス会社がエネルギー管理契約プロジェクトを実施する中で提供する課税サービス。

上述の「条件に合致する」とは同時に以下に列挙する条件を満たすことを指す。

1. 省エネルギーサービス会社がエネルギー管理契約プロジェクトを実施する関連技術については、国家品質監督検査検疫総局および国家標準化管理委員会が公布する『エネルギー管理契約技術通則』(GB/T24915-2010)に規定されている技術要求に合致しなければならない。
  2. 省エネルギーサービス会社がエネルギー使用企業と『省エネルギー効率・利益共有型』契約を締結する場合、その契約の書式および内容は、『中華人民共和国契約法』および国家品質監督検査検疫総局および国家標準化管理委員会が公布する『エネルギー管理契約技術通則』(GB/T24915-2010)等の規定に合致すること。
- (六) 2012年1月1日から2013年12月31において、上海で登記した企業がオフショアアウトソーシングサービスに従事する中で提供する課税サービス。  
オフショアアウトソーシングサービスに従事するとは、上海で登記した企業が国外(境外)の単位がそれと締結した委託契約に基づき、本企業もしくはそれが直接下請けする企業が国外(境外)に情報技術アウトソーシングサービス(ITO)、技術性業務プロセスアウトソーシングサービス(BPO)、もしくは技術性知識プロセスアウトソーシングサービス(KPO)を提供することを指す。
- (七) 台湾水上運輸会社が海峡两岸海上直航業務に従事し、大陸で取得する運輸収入。  
台湾水上運輸会社とは、交通運輸部が発行する「台湾海峡两岸間水路運輸許可証」を取得し、かつ当該許可証に明記されている会社登記住所が台湾に所在する水上運輸会社を指す。
- (八) 台湾航空会社が海峡两岸空中直航業務に従事し、大陸で取得する運輸収入。  
台湾航空会社とは、中国民用航空局が発行する「経営許可」を取得し、もしくは『海峡两岸空運協議』および『海峡两岸空運補充協議』の規定に基づき、两岸旅客、貨物、および郵便物の不定期(チャーター)運輸業務を経営する批准を受け、かつ会社登記住所が台湾に所在する航空会社を指す。
- (九) 米国 ABS 船級社が、非営利主旨に変更がなく、中国船級社が米国で同等の免税待遇を享受するという前提のもと、中国国内(境内)で提供する船舶検査サービス。
- (十) 従軍家族の就業。
  1. 従軍家族の就業を手配するために新たに設立した企業は、税務登記証を受領した日から、それが提供する課税サービスについては3年以内において増価税を免税とする。  
税収優遇政策を享受する企業については、従軍家族が企業の総人数の60%(それを含む)以上を占めなければならず、かつ軍団(それを含む)以上の政治および後方勤務機関が作成した証明を有する。
  2. 個人経営に従事する従軍家族は、税務登記証を受領した日から、それが提供する課税サ

サービスについては3年以内において増增值税を免税とする。

従軍家族は、師団以上の政治機関が作成した、その身分を表明することができる証明を有しなければならないが、税務部門は相応の審査認定を実施しなければならない。

主管税務機関は、企業もしくは個人が免税を享受する期間において、この種の企業に対して年度検査を実施しなければならず、条件に合致しないものはすべてその免税政策を取り消す。

上述の規定に照らして、従軍家族1名につき1回の免税政策を享受することができる。

(十一) 軍隊転業幹部の就業。

1. 個人経営に従事する軍隊転業幹部は、主管税務機関の批准を経て、税務登記証を受領した日から、それが提供する課税サービスについては3年以内において増增值税を免税とする。
2. 自主的に職業を選択する軍隊転業幹部の就業を手配するために新たに設立した企業は、自主的に職業を選択する軍隊転業幹部が企業の総人数の60%(それを含む)以上の場合、主管税務機関の批准を経て、税務登記証を受領した日から、それが提供する課税サービスについては3年以内において増增值税を免税とする。

上述の優遇政策を享受する自主的に職業を選択する軍隊転業幹部は、師団以上の部隊が発行する転業証明書類を有しなければならない。

(十二) 城鎮退役兵士の就業。

1. 自主的に求職する城鎮退役兵士の就業を手配するために新たに設立したサービス型企業は、当年に新たに手配した自主的に求職する城鎮退役兵士が職員総数の30%以上に達し、かつそれと1年以上の期限の労働契約を締結する場合、県級以上の民政部門の認定、税務機関の審査を経て、それが提供する課税サービス(広告サービスを除く)については3年以内において増增值税を免税とする。
2. 自主的に求職する城鎮退役兵士が個人経営に従事する場合、税務登記証を受領した日から、それが提供する課税サービス(広告サービスを除く)については3年以内において増增值税を免税とする。

新たに設立したサービス型企業とは、『城鎮退役兵士の自主求職優遇政策意見について民政部等の部門へ配布することに関する国務院弁公庁の通達』(国弁發[2004]10号)が公布された後に新たに組織した企業を指す。既存の企業が合併、分割、制度改正、組織改造、拡張、移転、製品変更する、ならびに新メンバーを受け入れる、指導者もしくは従属関係を変更する、企業名称を変更する場合、企業を新たに設立するとみなすことはできない。

自主的に求職する城鎮退役兵士とは、城鎮の手配条件に合致し、かつ手配地民政部門と『退役兵士自主求職協議書』を締結し、『城鎮退役兵士自主求職証』を受領した士官および義務兵を指す。

(十三) 失業人員の就業。

1. 『就業失業登記証』(「自主創業税収政策」と明記、もしくは『高校卒業生自主創業証』を添付)を保持する人員が個人経営に従事する場合、3年以内は1戸あたり毎年8,000元を限度額として順番にその当年の実際に納付すべき增值税、都市維持建設税、教育費附加、および個人所得税を控除する。

試行納税者の年度に納付すべき税金が上述の控除限度額を下回る場合、その実際に納付した税金を限度とする。上述の控除限度額を上回る場合、上述の控除限度額を限度としなければならない。

優遇政策を享受する個人経営試行納税者とは、『課税サービス範囲注釈』サービス(広告サービスを除く)を提供する試行納税者を指す。

『就業失業登記証』(「自主創業税収政策」と明記、もしくは『高校卒業生自主創業証』を添付)を保持する人員とは、(1)人材資源および社会保障部門公共就業サービス機構に半年以上の失業を登記する人員、(2)ゼロ就業家庭、都市居住者最低生活保障を享受する家庭の労働年齢内の失業登録人員、(3)卒業年度内の高校卒業生、を指す。

高校卒業生とは、高等学歴教育を実施する普通高等学校、成人高等学校卒業の学生を指す。卒業年度とは、卒業した自然年、すなわち1月1日から12月31日までを指す。

2. サービス型企業(広告サービスを除く)が職員を新たに増員した職員のうち、当年新たに募集、採用した『就業失業登記証』(「企業受け入れ税収政策」と明記)を保持する人員については、その人員と1年以上の期限の労働契約を締結し、かつ法に照らして社会保険料を納付する場合、3年以内は実際の募集採用人数に照らして、定額について順番に增值税、都市維持建設税、教育費附加、および企業所得税を控除する優遇を与える。定額基準は一人につき毎年4,000元とし、20%の上下変動が可能で、試行地区の省級人民政府が本地区の実際の状況に基づき、この範囲内で具体的な定額基準を確定し、かつ財政部および国家税務総局に報告しなければならない。

上述の基準に照らして計算する税収控除額は、企業が当年実際に納付すべき增值税、都市維持建設税、教育費附加、および企業所得税の税額から控除しなければならず、当年に控除するに満たない場合、翌年の使用に繰り越してはならない。

『就業失業登記証』(「企業受け入れ税収政策」と明記)を保持する人員とは、(1)国有企業

をレイオフされ失業した人員、(2)国有企业の閉鎖破産により手配が必要な人員、(3)国有企业が設立した集団企業(すなわち工場設立集団企業)をレイオフされた職員、(4)最低生活保障を享受する、かつ1年以上失業している城鎮のその他の失業登録人員、を指す。

サービス型企業とは、もともと営業税の「サービス業」の税目範囲内の業務に従事する企業を指す。

国有企业が設立した集団企業(すなわち工場設立集団企業)とは、20世紀70、80年代に国有企业が批准もしくは資金援助し設立した、都市に戻った知識青年および国有企业職員子女の就業の手配を目的として、主に主催国有企业に付属製品もしくは労働サービスを提供し、工商行政機関に登記登録した集団所有のために設立した企業を指す。工場設立集団企業をレイオフされた職員は、国有企业で臨時で働く集団企業のレイオフ職員を含む。

3. 上述の優遇政策を享受する人員は、以下に列挙する規定に照らして『就業失業登記証』、『高校卒業生自主創業証』等の証憑を申請受領する。

- (1) 『就業サービスおよび就業管理規定』(中華人民共和国労働および社会保障部令第28号)第63条の規定に照らして、法定労働年齢内で、労働能力を有し、就業希望があるが、無職状態にある城鎮常住人員は、公共就業サービス機構で失業登記を行い、『就業失業登記証』を申請受領する。そのうち、農村から都市に来た労働人員およびその他の非本地戸籍人員は、常住地で安定的に満6ヵ月就業している場合、失業後、常住地で登記することができる。
- (2) ゼロ就業家庭は社区が作成した証明をもって、城鎮の最低生活保障家庭は最低生活保障証明をもって、公共就業サービス機構で失業登記を行い、『就業失業登記証』を申請受領する。
- (3) 卒業年度内の高校卒業生は、在学期間については学校が作成した関連証明をもって、学校所在地の省級教育行政部門の審査認定を経て、『高校卒業生自主創業証』(卒業年度のみ適用)を取得し、かつ創業地の公共就業サービス機構に『就業失業登記証』を申請、取得する。高校卒業生は、学校を離れた後については、直接創業地の公共就業サービス機構に『就業失業登記証』を申請受領する。
- (4) サービス型企業が募集、採用した人員については、公共就業サービス機構で『就業失業登記証』を申請受領する。

- (5) 『再就業優遇証』はもう発行しない。もともと証書を保持している人員は、公共就業サービス機構で『就業失業登記証』に変更しなければならない。レイオフ失業人員再就業税収優遇政策を享受している、もともと証書を保持している人員は、引き続きもともとの税収優遇政策を期限満了まで享受する。
- (6) 上述の人員が、関連証憑を申請受領後、就業および創業地の人力资源および社会保障部門が人員の範囲、就業失業状態、すでに享受している政策について審査認定し、『就業失業登記証』に「自主創業税収政策」もしくは「企業受け入れ税収政策」の文字を明記し、同時に自主創業および企業受け入れ税収政策の条件に合致する場合、同時に記載を追加することができる。主管税務機関は、『就業失業登記証』に印章を押捺し、減税免税所属期間を明記する。
4. 上述の税収優遇政策の審査期限は、2011年1月1日から2013年12月31日までとし、試行納税者が税務機関で免税減税手続を行った日を優遇政策開始日とする。税収優遇政策が2013年12月31日に未だに執行されず期限が到来した場合、引き続き3年の期間満了まで享受することができる。

## 二、以下に列挙する項目については、増值税即時徴収・即時還付を実行する

- (一) 洋山保税港区内で登記し、試行納税者が提供する国内貨物運輸サービス、倉庫サービス、および積卸運搬サービス。
- (二) 身体障害者を配置する単位について、税務機関は、単位が実際に身体障害者を配置した人数に照らして、限度額について増值税を即時徴収・即時還付する方法を実行する。  
上述の政策は、もともとの営業税の「サービス業」税目(広告サービスを除く)範囲内の業務に従事し、取得する収入がその増值税および営業税業務の合計収入の50%に達する単位にのみ適用する。  
関連の増值税優遇政策を享受する単位の条件、定義、管理要求等については、『身体障害者就業を促進する税収優遇政策に関する財政部、国家税務総局の通達』(財税[2007]92号)中の関連規定に照らして執行する。
- (三) 試行納税者の中の一般納税者がパイプ運輸サービスを提供する場合、その増值税の実際税負担の3%を超える部分について増值税即時徴収・即時還付政策を実行する。
- (四) 人民銀行、銀監会、商務部の批准を経て、ファイナンスリース業務を経営する試行納税者の中の一般納税者が有形動産ファイナンスリースサービスを提供する場合、その増值税の実際税負担の3%を超える部分について増值税即時徴収・即時還付政策を実行する。

三、 2011年12月31日(同日を含む)以前に、試行納税者がすでに関連政策規定に照らして営業税税収優遇を享受していた場合、残りの税収優遇政策期限内は、本弁法の規定に照らして、関連の増值税優遇を享受する。

【解説・日本語仮訳：みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部 山口江梨】

---

**财政部 国家税务总局**  
**财税[2011]110号**  
**关于印发《营业税改征增值税试点方案》的通知**

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局、地方税务局，新疆生产建设兵团财务局：  
《营业税改征增值税试点方案》已经国务院同意，现印发你们，请遵照执行。

附件：营业税改征增值税试点方案

财政部 国家税务总局  
二〇一一年十一月十六日

附件：

## 营业税改征增值税试点方案

根据党的十七届五中全会精神，按照《中华人民共和国国民经济和社会发展第十二个五年规划纲要》确定的税制改革目标和2011年《政府工作报告》的要求，制定本方案。

### 一、 指导思想和基本原则

#### (一) 指导思想。

建立健全有利于科学发展的税收制度，促进经济结构调整，支持现代服务业发展。

#### (二) 基本原则。

1. 统筹设计、分步实施。正确处理改革、发展、稳定的关系，统筹兼顾经济社会发展要求，结合全面推行改革需要和当前实际，科学设计，稳步推进。
2. 规范税制、合理负担。在保证增值税规范运行的前提下，根据财政承受能力和不同行业发展特点，合理设置税制要素，改革试点行业总体税负不增加或略有下降，基本消除重复征税。
3. 全面协调、平稳过渡。妥善处理试点前后增值税与营业税政策的衔接、试点纳税人与非试点纳税人税制的协调，建立健全适应第三产业发展的增值税管理体系，确保改革试点有序运行。

### 二、 改革试点的主要内容

#### (一) 改革试点的范围与时间。

1. 试点地区。综合考虑服务业发展状况、财政承受能力、征管基础条件等因素，先期选择经济辐射效应明显、改革示范作用较强的地区开展试点。
2. 试点行业。试点地区先在交通运输业、部分现代服务业等生产性服务业开展试点，逐步推广至其他行业。条件成熟时，可选择部分行业在全国范围内进行全行业试点。
3. 试点时间。2012年1月1日开始试点，并根据情况及时完善方案，择机扩大试点范围。

#### (二) 改革试点的主要税制安排。

1. 税率。在现行增值税17%标准税率和13%低税率基础上，新增11%和6%两档低税率。租赁有形动产等适用17%税率，交通运输业、建筑业等适用11%税率，其他部分现代服务业适用6%税率。

2. 计税方式。交通运输业、建筑业、邮电通信业、现代服务业、文化体育业、销售不动产和转让无形资产，原则上适用增值税一般计税方法。金融保险业和生活性服务业，原则上适用增值税简易计税方法。
3. 计税依据。纳税人计税依据原则上为发生应税交易取得的全部收入。对一些存在大量代收转付或代垫资金的行业，其代收代垫金额可予以合理扣除。
4. 服务贸易进出口。服务贸易进口在国内环节征收增值税，出口实行零税率或免税制度。

(三) 改革试点期间过渡性政策安排。

1. 税收收入归属。试点期间保持现行财政体制基本稳定，原归属试点地区的营业税收入，改征增值税后收入仍归属试点地区，税款分别入库。因试点产生的财政减收，按现行财政体制由中央和地方分别负担。
2. 税收优惠政策过渡。国家给予试点行业的原营业税优惠政策可以延续，但对于通过改革能够解决重复征税问题的，予以取消。试点期间针对具体情况采取适当的过渡政策。
3. 跨地区税种协调。试点纳税人以机构所在地作为增值税纳税地点，其在异地缴纳的营业税，允许在计算缴纳增值税时抵减。非试点纳税人在试点地区从事经营活动的，继续按照现行营业税有关规定申报缴纳营业税。
4. 增值税抵扣政策的衔接。现有增值税纳税人向试点纳税人购买服务取得的增值税专用发票，可按现行规定抵扣进项税额。

### 三、组织实施

- (一) 财政部和国家税务总局根据本方案制定具体实施办法、相关政策和预算管理及缴库规定，做好政策宣传和解释工作。经国务院同意，选择确定试点地区和行业。
- (二) 营业税改征的增值税，由国家税务局负责征管。国家税务总局负责制定改革试点的征管办法，扩展增值税管理信息系统和税收征管信息系统，设计并统一印制货物运输业增值税专用发票，全面做好相关征管准备和实施工作。

**财政部 国家税务总局****财税[2011]111号****关于在上海市开展交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点的通知**

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局、地方税务局，新疆生产建设兵团财务局：

经国务院批准，在上海市开展交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点。根据《营业税改征增值税试点方案》，我们制定了《交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点实施办法》、《交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点有关事项的规定》和《交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点过渡政策的规定》。现印发你们，自2012年1月1日起施行。

上海市各相关部门要根据试点的要求，认真组织试点工作，确保试点的顺利进行，遇到问题及时向财政部和国家税务总局报告。

附件1：交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点实施办法

附件2：交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点有关事项的规定

附件3：交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点过渡政策的规定

财政部 国家税务总局

二〇一一年十一月十六日

附件 1:

## 交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点实施办法

### 第一章 纳税人和扣缴义务人

- 第一条** 在中华人民共和国境内（以下称境内）提供交通运输业和部分现代服务业服务（以下称应税服务）的单位和个人，为增值税纳税人。纳税人提供应税服务，应当按照本办法缴纳增值税，不再缴纳营业税。
- 单位，是指企业、行政单位、事业单位、军事单位、社会团体及其他单位。
- 个人，是指个体工商户和其他个人。
- 第二条** 单位以承包、承租、挂靠方式经营的，承包人、承租人、挂靠人（以下称承包人）以发包人、出租人、被挂靠人（以下称发包人）名义对外经营并由发包人承担相关法律责任的，以该发包人为纳税人。否则，以承包人为纳税人。
- 第三条** 纳税人分为一般纳税人和小规模纳税人。
- 应税服务的年应征增值税销售额（以下称应税服务年销售额）超过财政部和国家税务总局规定标准的纳税人为一般纳税人，未超过规定标准的纳税人为小规模纳税人。
- 应税服务年销售额超过规定标准的其他个人不属于一般纳税人；非企业性单位、不经常提供应税服务的企业和个体工商户可选择按照小规模纳税人纳税。
- 第四条** 小规模纳税人会计核算健全，能够提供准确税务资料的，可以向主管税务机关申请一般纳税人资格认定，成为一般纳税人。
- 会计核算健全，是指能够按照国家统一的会计制度规定设置账簿，根据合法、有效凭证核算。
- 第五条** 符合一般纳税人条件的纳税人应当向主管税务机关申请一般纳税人资格认定。具体认定办法由国家税务总局制定。
- 除国家税务总局另有规定外，一经认定为一般纳税人后，不得转为小规模纳税人。
- 第六条** 中华人民共和国境外（以下称境外）的单位或者个人在境内提供应税服务，在境内未设有经营机构的，以其代理人为增值税扣缴义务人；在境内没有代理人的，以接受方为增值税扣缴义务人。

人。

**第七条** 两个或者两个以上的纳税人，经财政部和国家税务总局批准可以视为一个纳税人合并纳税。具体办法由财政部和国家税务总局另行制定。

## 第二章 应税服务

**第八条** 应税服务，是指陆路运输服务、水路运输服务、航空运输服务、管道运输服务、研发和技术服务、信息技术服务、文化创意服务、物流辅助服务、有形动产租赁服务、鉴证咨询服务。  
应税服务的具体范围按照本办法所附的《应税服务范围注释》执行。

**第九条** 提供应税服务，是指有偿提供应税服务。

有偿，是指取得货币、货物或者其他经济利益。

非营业活动中提供的交通运输业和部分现代服务业服务不属于提供应税服务。

非营业活动，是指：

- (一) 非企业性单位按照法律和行政法规的规定，为履行国家行政管理和公共服务职能收取政府性基金或者行政事业性收费的活动。
- (二) 单位或者个体工商户聘用的员工为本单位或者雇主提供交通运输业和部分现代服务业服务。
- (三) 单位或者个体工商户为员工提供交通运输业和部分现代服务业服务。
- (四) 财政部和国家税务总局规定的其他情形。

**第十条** 在境内提供应税服务，是指应税服务提供方或者接受方在境内。

下列情形不属于在境内提供应税服务：

- (一) 境外单位或者个人向境内单位或者个人提供完全在境外消费的应税服务。
- (二) 境外单位或者个人向境内单位或者个人出租完全在境外使用的有形动产。
- (三) 财政部和国家税务总局规定的其他情形。

**第十一条** 单位和个体工商户的下列情形，视同提供应税服务：

- (一) 向其他单位或者个人无偿提供交通运输业和部分现代服务业服务，但以公益活动为目的或者以社会公众为对象的除外。

(二) 财政部和国家税务总局规定的其他情形。

### 第三章 税率和征收率

**第十二条** 增值税税率：

- (一) 提供有形动产租赁服务，税率为 17%.
- (二) 提供交通运输业服务，税率为 11%.
- (三) 提供现代服务业服务（有形动产租赁服务除外），税率为 6%.
- (四) 财政部和国家税务总局规定的应税服务，税率为零。

**第十三条** 增值税征收率为 3%.

### 第四章 应纳税额的计算

#### 第一节 一般性规定

**第十四条** 增值税的计税方法，包括一般计税方法和简易计税方法。

**第十五条** 一般纳税人提供应税服务适用一般计税方法计税。

一般纳税人提供财政部和国家税务总局规定的特定应税服务，可以选择适用简易计税方法计税，但一经选择，36 个月内不得变更。

**第十六条** 小规模纳税人提供应税服务适用简易计税方法计税。

**第十七条** 境外单位或者个人在境内提供应税服务，在境内未设有经营机构的，扣缴义务人按照下列公式计算应扣缴税额：

$$\text{应扣缴税额} = \text{接受方支付的价款} \div (1 + \text{税率}) \times \text{税率}$$

#### 第二节一般计税方法

**第十八条** 一般计税方法的应纳税额，是指当期销项税额抵扣当期进项税额后的余额。应纳税额计算公式：

$$\text{应纳税额} = \text{当期销项税额} - \text{当期进项税额}$$

当期销项税额小于当期进项税额不足抵扣时，其不足部分可以结转下期继续抵扣。

**第十九条** 销项税额，是指纳税人提供应税服务按照销售额和增值税税率计算的增值税额。销项税额计算公式：

$$\text{销项税额} = \text{销售额} \times \text{税率}$$

**第二十条** 一般计税方法的销售额不包括销项税额，纳税人采用销售额和销项税额合并定价方法的，按照下列公式计算销售额：

$$\text{销售额} = \text{含税销售额} \div (1 + \text{税率})$$

**第二十一条** 进项税额，是指纳税人购进货物或者接受加工修理修配劳务和应税服务，支付或者负担的增值税税额。

**第二十二条** 下列进项税额准予从销项税额中抵扣：

- (一) 从销售方或者提供方取得的增值税专用发票上注明的增值税额。
- (二) 从海关取得的海关进口增值税专用缴款书上注明的增值税额。
- (三) 购进农产品，除取得增值税专用发票或者海关进口增值税专用缴款书外，按照农产品收购发票或者销售发票上注明的农产品买价和 13%的扣除率计算的进项税额。计算公式为：

$$\text{进项税额} = \text{买价} \times \text{扣除率}$$

买价，是指纳税人购进农产品在农产品收购发票或者销售发票上注明的价款和按照规定缴纳的烟叶税。

- (四) 接受交通运输业服务，除取得增值税专用发票外，按照运输费用结算单据上注明的运输费用金额和 7%的扣除率计算的进项税额。进项税额计算公式：

$$\text{进项税额} = \text{运输费用金额} \times \text{扣除率}$$

运输费用金额，是指运输费用结算单据上注明的运输费用（包括铁路临管线及铁路专线运输费用）、建设基金，不包括装卸费、保险费等其他杂费。

- (五) 接受境外单位或者个人提供的应税服务，从税务机关或者境内代理人取得的解缴税款的中华人民共和国税收通用缴款书（以下称通用缴款书）上注明的增值税额。

**第二十三条** 纳税人取得的增值税扣税凭证不符合法律、行政法规或者国家税务总局有关规定的，其进项税额不得从销项税额中抵扣。

增值税扣税凭证，是指增值税专用发票、海关进口增值税专用缴款书、农产品收购发票、农产品销售发票、运输费用结算单据和通用缴款书。

纳税人凭通用缴款书抵扣进项税额的，应当具备书面合同、付款证明和境外单位的对账单或者发票。资料不全的，其进项税额不得从销项税额中抵扣。

**第二十四条** 下列项目的进项税额不得从销项税额中抵扣：

- (一) 用于适用简易计税方法计税项目、非增值税应税项目、免征增值税项目、集体福利或者个人消费的购进货物、接受加工修理修配劳务或者应税服务。其中涉及的固定资产、专利技术、非专利技术、商誉、商标、著作权、有形动产租赁，仅指专用于上述项目的固定资产、专利技术、非专利技术、商誉、商标、著作权、有形动产租赁。
- (二) 非正常损失的购进货物及相关的加工修理修配劳务和交通运输业服务。
- (三) 非正常损失的在产品、产成品所耗用的购进货物（不包括固定资产）、加工修理修配劳务或者交通运输业服务。
- (四) 接受的旅客运输服务。
- (五) 自用的应征消费税的摩托车、汽车、游艇，但作为提供交通运输业服务的运输工具和租赁服务标的物的除外。

**第二十五条** 非增值税应税项目，是指非增值税应税劳务、转让无形资产（专利技术、非专利技术、商誉、商标、著作权除外）、销售不动产以及不动产在建工程。

非增值税应税劳务，是指《应税服务范围注释》所列项目以外的营业税应税劳务。

不动产，是指不能移动或者移动后会引起性质、形状改变的财产，包括建筑物、构筑物和其他土地附着物。

纳税人新建、改建、扩建、修缮、装饰不动产，均属于不动产在建工程。

个人消费，包括纳税人的交际应酬消费。

固定资产，是指使用期限超过 12 个月的机器、机械、运输工具以及其他与生产经营有关的设备、工具、器具等。

非正常损失，是指因管理不善造成被盗、丢失、霉烂变质的损失，以及被执法部门依法没收或者强令自行销毁的货物。

**第二十六条** 适用一般计税方法的纳税人，兼营简易计税方法计税项目、非增值税应税劳务、免征增值税项目而无法划分不得抵扣的进项税额，按照下列公式计算不得抵扣的进项税额：

不得抵扣的进项税额=当期无法划分的全部进项税额×（当期简易计税方法计税项目销售额+非增值税应税劳务营业额+免征增值税项目销售额）÷（当期全部销售额+当期全部营业额）

主管税务机关可以按照上述公式依据年度数据对不得抵扣的进项税额进行清算。

**第二十七条** 已抵扣进项税额的购进货物、接受加工修理修配劳务或者应税服务，发生本办法第二十四条规定情形（简易计税方法计税项目、非增值税应税劳务、免征增值税项目除外）的，应当将该进项税额从当期进项税额中扣减；无法确定该进项税额的，按照当期实际成本计算应扣减的进项税额。

**第二十八条** 纳税人提供的适用一般计税方法计税的应税服务，因服务中止或者折让而退还给购买方的增值税额，应当从当期的销项税额中扣减；发生服务中止、购进货物退出、折让而收回的增值税额，应当从当期的进项税额中扣减。

**第二十九条** 有下列情形之一者，应当按照销售额和增值税税率计算应纳税额，不得抵扣进项税额，也不得使用增值税专用发票：

- (一) 一般纳税人会计核算不健全，或者不能够提供准确税务资料的。
- (二) 应当申请办理一般纳税人资格认定而未申请的。

### 第三节 简易计税方法

**第三十条** 简易计税方法的应纳税额，是指按照销售额和增值税征收率计算的增值税额，不得抵扣进项税额。应纳税额计算公式：

$$\text{应纳税额} = \text{销售额} \times \text{征收率}$$

**第三十一条** 简易计税方法的销售额不包括其应纳税额，纳税人采用销售额和应纳税额合并定价方法的，按照下列公式计算销售额：

$$\text{销售额} = \text{含税销售额} \div (1 + \text{征收率})$$

**第三十二条** 纳税人提供的适用简易计税方法计税的应税服务，因服务中止或者折让而退还给接受方的销售额，应当从当期销售额中扣减。扣减当期销售额后仍有余额造成多缴的税款，可以从以后的应纳税额中扣减。

#### 第四节 销售额的确定

**第三十三条** 销售额，是指纳税人提供应税服务取得的全部价款和价外费用。

价外费用，是指价外收取的各种性质的价外收费，但不包括代为收取的政府性基金或者行政事业性收费。

**第三十四条** 销售额以人民币计算。

纳税人按照人民币以外的货币结算销售额的，应当折合成人民币计算，折合率可以选择销售额发生的当天或者当月1日的人民币汇率中间价。纳税人应当在事先确定采用何种折合率，确定后12个月内不得变更。

**第三十五条** 纳税人提供适用不同税率或者征收率的应税服务，应当分别核算适用不同税率或者征收率的销售额；未分别核算的，从高适用税率。

**第三十六条** 纳税人兼营营业税应税项目的，应当分别核算应税服务的销售额和营业税应税项目的营业额；未分别核算的，由主管税务机关核定应税服务的销售额。

**第三十七条** 纳税人兼营免税、减税项目的，应当分别核算免税、减税项目的销售额；未分别核算的，不得免税、减税。

**第三十八条** 纳税人提供应税服务，开具增值税专用发票后，提供应税服务中止、折让、开票有误等情形，应当按照国家税务总局的规定开具红字增值税专用发票。未按照规定开具红字增值税专用发票的，不得按照本办法第二十八条和第三十二条的规定扣减销项税额或者销售额。

**第三十九条** 纳税人提供应税服务，将价款和折扣额在同一张发票上分别注明的，以折扣后的价款为销售额；未在同一张发票上分别注明的，以价款为销售额，不得扣减折扣额。

**第四十条** 纳税人提供应税服务的价格明显偏低或者偏高且不具有合理商业目的，或者发生本办法第十一条所列视同提供应税服务而无销售额的，主管税务机关有权按照下列顺序确定销售额：

- (一) 按照纳税人最近时期提供同类应税服务的平均价格确定。
- (二) 按照其他纳税人最近时期提供同类应税服务的平均价格确定。

(三) 按照组成计税价格确定。组成计税价格的公式为：

$$\text{组成计税价格} = \text{成本} \times (1 + \text{成本利润率})$$

成本利润率由国家税务总局确定。

## 第五章 纳税义务、扣缴义务发生时间和纳税地点

**第四十一条** 增值税纳税义务发生时间为：

- (一) 纳税人提供应税服务并收讫销售款项或者取得索取销售款项凭据的当天；先开具发票的，为开具发票的当天。  
收讫销售款项，是指纳税人提供应税服务过程中或者完成后收到款项。  
取得索取销售款项凭据的当天，是指书面合同确定的付款日期；未签订书面合同或者书面合同未确定付款日期的，为应税服务完成的当天。
- (二) 纳税人提供有形动产租赁服务采取预收款方式的，其纳税义务发生时间为收到预收款的当天。
- (三) 纳税人发生本办法第十一条规定视同提供应税服务的，其纳税义务发生时间为应税服务完成的当天。
- (四) 增值税扣缴义务发生时间为纳税人增值税纳税义务发生的当天。

**第四十二条** 增值税纳税地点为：

- (一) 固定业户应当向其机构所在地或者居住地主管税务机关申报纳税。总机构和分支机构不在同一县（市）的，应当分别向各自所在地的主管税务机关申报纳税；经财政部和国家税务总局或者其授权的财政和税务机关批准，可以由总机构合并向总机构所在地的主管税务机关申报纳税。
- (二) 非固定业户应当向应税服务发生地主管税务机关申报纳税；未申报纳税的，由其机构所在地或者居住地主管税务机关补征税款。
- (三) 扣缴义务人应当向其机构所在地或者居住地主管税务机关申报缴纳其扣缴的税款。

**第四十三条** 增值税的纳税期限分别为 1 日、3 日、5 日、10 日、15 日、1 个月或者 1 个季度。纳税人的具体纳税期限，由主管税务机关根据纳税人应纳税额的大小分别核定。以 1 个季度为纳税期限的规定适用于小规模纳税人以及财政部和国家税务总局规定的其他纳税人。不能按照固定期限纳税的，可以按次纳税。

纳税人以 1 个月或者 1 个季度为 1 个纳税期的，自期满之日起 15 日内申报纳税；以 1 日、3 日、5 日、10 日或者 15 日为 1 个纳税期的，自期满之日起 5 日内预缴税款，于次月 1 日起 15 日内申报纳税并结清上月应纳税款。

扣缴义务人解缴税款的期限，按照前两款规定执行。

## 第六章 税收减免

**第四十四条** 纳税人提供应税服务适用免税、减税规定的，可以放弃免税、减税，依照本办法的规定缴纳增值税。放弃免税、减税后，36 个月内不得再申请免税、减税。

**第四十五条** 个人提供应税服务的销售额未达到增值税起征点的，免征增值税；达到起征点的，全额计算缴纳增值税。  
增值税起征点不适用于认定为一般纳税人的个体工商户。

**第四十六条** 增值税起征点幅度如下：

- (一) 按期纳税的，为月应税销售额 5000—20000 元（含本数）。
- (二) 按次纳税的，为每次（日）销售额 300—500 元（含本数）。

起征点的调整由财政部和国家税务总局规定。省、自治区、直辖市财政厅（局）和国家税务局应当在规定的幅度内，根据实际情况确定本地区适用的起征点，并报财政部和国家税务总局备案。

## 第七章 征收管理

**第四十七条** 营业税改征的增值税，由国家税务局负责征收。

**第四十八条** 纳税人提供适用零税率的应税服务，应当按期向主管税务机关申报办理退（免）税，具体办法由财政部和国家税务总局制定。

**第四十九条** 纳税人提供应税服务，应当向索取增值税专用发票的接受方开具增值税专用发票，并在增值税专用发票上分别注明销售额和销项税额。

属于下列情形之一的，不得开具增值税专用发票：

- (一) 向消费者个人提供应税服务。
- (二) 适用免征增值税规定的应税服务。

**第五十条** 小规模纳税人提供应税服务，接受方索取增值税专用发票的，可以向主管税务机关申请代开。

**第五十一条** 纳税人增值税的征收管理，按照本办法和《中华人民共和国税收征收管理法》及现行增值税征收管理有关规定执行。

## 第八章 附则

**第五十二条** 纳税人应当按照国家统一的会计制度进行增值税会计核算。

**第五十三条** 本办法适用于试点地区的单位和个人，以及向试点地区的单位和个人提供应税服务的境外单位和个人。

试点地区的单位和个人，是指机构所在地在试点地区的单位和个体工商户，以及居住地在试点地区的其他个人。

附:

### 应税服务范围注释

## 一、 交通运输业

交通运输业，是指使用运输工具将货物或者旅客送达目的地，使其空间位置得到转移的业务活动。包括陆路运输服务、水路运输服务、航空运输服务和管道运输服务。

### (一) 陆路运输服务。

陆路运输服务，是指通过陆路（地上或者地下）运送货物或者旅客的运输业务活动，包括公路运输、缆车运输、索道运输及其他陆路运输，暂不包括铁路运输。

### (二) 水路运输服务。

水路运输服务，是指通过江、河、湖、川等天然、人工水道或者海洋航道运送货物或者旅客的运输业务活动。

远洋运输的程租、期租业务，属于水路运输服务。

程租业务，是指远洋运输企业为租船人完成某一特定航次的运输任务并收取租赁费的业务。

期租业务，是指远洋运输企业将配备有操作人员的船舶承租给他人使用一定期限，承租期内听候承租方调遣，不论是否经营，均按天向承租方收取租赁费，发生的固定费用均由船东负担的业务。

### (三) 航空运输服务。

航空运输服务，是指通过空中航线运送货物或者旅客的运输业务活动。

航空运输的湿租业务，属于航空运输服务。

湿租业务，是指航空运输企业将配备有机组人员的飞机承租给他人使用一定期限，承租期内听候承租方调遣，不论是否经营，均按一定标准向承租方收取租赁费，发生的固定费用均由承租方承担的业务。

### (四) 管道运输服务。

管道运输服务，是指通过管道设施输送气体、液体、固体物质的运输业务活动。

## 二、 部分现代服务业

部分现代服务业，是指围绕制造业、文化产业、现代物流产业等提供技术性、知识性服务的业务活动。包括研发和技术服务、信息技术服务、文化创意服务、物流辅助服务、有形动产租赁服务、鉴证咨询服务。

### (一) 研发和技术服务。

研发和技术服务，包括研发服务、技术转让服务、技术咨询服务、合同能源管理服务、工程

勘察勘探服务。

1. 研发服务，是指就新技术、新产品、新工艺或者新材料及其系统进行研究与试验开发的业务活动。
2. 技术转让服务，是指转让专利或者非专利技术的所有权或者使用权的业务活动。
3. 技术咨询服务，是指对特定技术项目提供可行性论证、技术预测、专题技术调查、分析评价报告和专业知识咨询等业务活动。
4. 合同能源管理服务，是指节能服务公司与用能单位以契约形式约定节能目标，节能服务公司提供必要的服务，用能单位以节能效果支付节能服务公司投入及其合理报酬的业务活动。
5. 工程勘察勘探服务，是指在采矿、工程施工以前，对地形、地质构造、地下资源蕴藏情况进行实地调查的业务活动。

(二) 信息技术服务。

信息技术服务，是指利用计算机、通信网络等技术对信息进行生产、收集、处理、加工、存储、运输、检索和利用，并提供信息服务的业务活动。包括软件服务、电路设计及测试服务、信息系统服务和业务流程管理服务。

1. 软件服务，是指提供软件开发服务、软件咨询服务、软件维护服务、软件测试服务的业务行为。
2. 电路设计及测试服务，是指提供集成电路和电子电路产品设计、测试及相关技术支持服务的业务行为。
3. 信息系统服务，是指提供信息系统集成、网络管理、桌面管理与维护、信息系统应用、基础信息技术管理平台整合、信息技术基础设施管理、数据中心、托管中心、安全服务的业务行为。
4. 业务流程管理服务，是指依托计算机信息技术提供的人力资源管理、财务经济管理、金融支付服务、内部数据分析、呼叫中心和电子商务平台等服务的业务活动。

(三) 文化创意服务。

文化创意服务，包括设计服务、商标著作权转让服务、知识产权服务、广告服务和会议展览服务。

1. 设计服务，是指把计划、规划、设想通过视觉、文字等形式传递出来的业务活动。包括工业设计、造型设计、服装设计、环境设计、平面设计、包装设计、动漫设计、展示设计、网站设计、机械设计、工程设计、创意策划等。
2. 商标著作权转让服务，是指转让商标、商誉和著作权的业务活动。

3. 知识产权服务，是指处理知识产权事务的业务活动。包括对专利、商标、著作权、软件、集成电路布图设计的代理、登记、鉴定、评估、认证、咨询、检索服务。
4. 广告服务，是指利用图书、报纸、杂志、广播、电视、电影、幻灯、路牌、招贴、橱窗、霓虹灯、灯箱、互联网等各种形式为客户的商品、经营服务项目、文体节目或者通告、声明等委托事项进行宣传和提供相关服务的业务活动。包括广告的策划、设计、制作、发布、播映、宣传、展示等。
5. 会议展览服务，是指为商品流通、促销、展示、经贸洽谈、民间交流、企业沟通、国际往来等举办的各类展览和会议的业务活动。

#### (四) 物流辅助服务。

物流辅助服务，包括航空服务、港口码头服务、货运客运场站服务、打捞救助服务、货物运输代理服务、代理报关服务、仓储服务和装卸搬运服务。

1. 航空服务，包括航空地面服务和通用航空服务。

航空地面服务，是指航空公司、飞机场、民航管理局、航站等向在我国境内航行或者在我国境内机场停留的境内外飞机或者其他飞行器提供的导航等劳务性地面服务的业务活动。包括旅客安全检查服务、停机坪管理服务、机场候机厅管理服务、飞机清洗消毒服务、空中飞行管理服务、飞机起降服务、飞行通讯服务、地面信号服务、飞机安全服务、飞机跑道管理服务、空中交通管理服务等。

通用航空服务，是指为专业工作提供飞行服务的业务活动，包括航空摄影，航空测量，航空勘探，航空护林，航空吊挂播洒、航空降雨等。
2. 港口码头服务，是指港务船舶调度服务、船舶通讯服务、航道管理服务、航道疏浚服务、灯塔管理服务、航标管理服务、船舶引航服务、理货服务、系解缆服务、停泊和移泊服务、海上船舶溢油清除服务、水上交通管理服务、船只专业清洗消毒检测服务和防止船只漏油服务等为船只提供服务的业务活动。
3. 货运客运场站服务，是指货运客运场站（不包括铁路运输）提供的货物配载服务、运输组织服务、中转换乘服务、车辆调度服务、票务服务和车辆停放服务等业务活动。
4. 打捞救助服务，是指提供船舶人员救助、船舶财产救助、水上救助和沉船沉物打捞服务的业务活动。
5. 货物运输代理服务，是指接受货物收货人、发货人的委托，以委托人的名义或者以自己的名义，在不直接提供货物运输劳务情况下，为委托人办理货物运输及相关业务手续的业务活动。
6. 代理报关服务，是指接受进出口货物的收、发货人委托，代为办理报关手续的业务活动。

7. 仓储服务，是指利用仓库、货场或者其他场所代客贮放、保管货物的业务活动。
8. 装卸搬运服务，是指使用装卸搬运工具或人力、畜力将货物在运输工具之间、装卸现场之间或者运输工具与装卸现场之间进行装卸和搬运的业务活动。

(五) 有形动产租赁服务。

有形动产租赁，包括有形动产融资租赁和有形动产经营性租赁。

1. 有形动产融资租赁，是指具有融资性质和所有权转移特点的有形动产租赁业务活动。即出租人根据承租人所要求的规格、型号、性能等条件购入有形动产租赁给承租人，合同期内设备所有权属于出租人，承租人只拥有使用权，合同期满付清租金后，承租人有权按照残值购入有形动产，以拥有其所有权。不论出租人是否将有形动产残值销售给承租人，均属于融资租赁。
2. 有形动产经营性租赁，是指在约定时间内将物品、设备等有形动产转让他人使用且租赁物所有权不变更的业务活动。

远洋运输的光租业务、航空运输的干租业务，属于有形动产经营性租赁。

光租业务，是指远洋运输企业将船舶在约定的时间内出租给他人使用，不配备操作人员，不承担运输过程中发生的各项费用，只收取固定租赁费的业务活动。

干租业务，是指航空运输企业将飞机在约定的时间内出租给他人使用，不配备机组人员，不承担运输过程中发生的各项费用，只收取固定租赁费的业务活动。

(六) 鉴证咨询服务。

鉴证咨询服务，包括认证服务、鉴证服务和咨询服务。

1. 认证服务，是指具有专业资质的单位利用检测、检验、计量等技术，证明产品、服务、管理体系符合相关技术规范、相关技术规范的强制性要求或者标准的业务活动。
2. 鉴证服务，是指具有专业资质的单位，为委托方的经济活动及有关资料进行鉴证，发表具有证明力的意见的业务活动。包括会计、税务、资产评估、律师、房地产土地评估、工程造价的鉴证。
3. 咨询服务，是指提供和策划财务、税收、法律、内部管理、业务运作和流程管理等信息或者建议的业务活动。

附件 2:

## 交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点有关事项的规定

为贯彻《交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点实施办法》(以下称《试点实施办法》), 保证营业税改征增值税试点顺利实施, 现将试点期间有关事项规定如下:

### 一、试点纳税人(指按照《试点实施办法》缴纳增值税的纳税人)有关政策

#### (一) 混业经营。

试点纳税人兼有不同税率或者征收率的销售货物、提供加工修理修配劳务或者应税服务的, 应当分别核算适用不同税率或征收率的销售额, 未分别核算销售额的, 按照以下方法适用税率或征收率:

1. 兼有不同税率的销售货物、提供加工修理修配劳务或者应税服务的, 从高适用税率。
2. 兼有不同征收率的销售货物、提供加工修理修配劳务或者应税服务的, 从高适用征收率。
3. 兼有不同税率和征收率的销售货物、提供加工修理修配劳务或者应税服务的, 从高适用税率。

#### (二) 油气田企业。

试点地区的油气田企业提供应税服务, 应当按照《试点实施办法》缴纳增值税, 不再执行《财政部国家税务总局关于印发<油气田企业增值税管理办法>的通知》(财税[2009]8号)。

#### (三) 销售额。

1. 试点纳税人提供应税服务, 按照国家有关营业税政策规定差额征收营业税的, 允许其以取得的全部价款和价外费用, 扣除支付给非试点纳税人(指试点地区不按照《试点实施办法》缴纳增值税的纳税人和非试点地区的纳税人)价款后的余额为销售额。

试点纳税人中的小规模纳税人提供交通运输业服务和国际货物运输代理服务, 按照国家有关营业税政策规定差额征收营业税的, 其支付给试点纳税人的价款, 也允许从其取得的全部价款和价外费用中扣除。

试点纳税人中的一般纳税人提供国际货物运输代理服务, 按照国家有关营业税政策规定差额征收营业税的, 其支付给试点纳税人的价款, 也允许从其取得的全部价款和价外费用中扣除; 其支付给试点纳税人的价款, 取得增值税专用发票的, 不得从其取得的全部价款和价外费用中扣除。

允许扣除价款的项目, 应当符合国家有关营业税差额征税政策规定。

2. 试点纳税人从全部价款和价外费用中扣除价款, 应当取得符合法律、行政法规和国家税

务总局有关规定的凭证。否则，不得扣除。

上述凭证是指：

- (1) 支付给境内单位或者个人的款项，且该单位或者个人发生的行为属于增值税或营业税征收范围的，以该单位或者个人开具的发票为合法有效凭证。
- (2) 支付的行政事业性收费或者政府性基金，以开具的财政票据为合法有效凭证。
- (3) 支付给境外单位或者个人的款项，以该单位或者个人的签收单据为合法有效凭证，税务机关对签收单据有疑义的，可以要求其提供境外公证机构的确认证明。
- (4) 国家税务总局规定的其他凭证。

**(四) 进项税额。**

试点纳税人接受试点纳税人中的小规模纳税人提供的交通运输业服务，按照取得的增值税专用发票上注明的价税合计金额和 7% 的扣除率计算进项税额。

试点纳税人从试点地区取得的 2012 年 1 月 1 日（含）以后开具的运输费用结算单据（铁路运输费用结算单据除外），不得作为增值税扣税凭证。

**(五) 一般纳税人资格认定和计税方法。**

1. 《试点实施办法》第三条规定的应税服务年销售额标准为 500 万元（含本数，下同）。

财政部和国家税务总局可以根据试点情况对应税服务年销售额标准进行调整。

试点地区应税服务年销售额未超过 500 万元的原公路、内河货物运输业自开票纳税人，应当申请认定为一般纳税人。

2. 试点纳税人中的一般纳税人提供的公共交通运输服务（包括轮客渡、公交客运、轨道交通、出租车），可以选择按照简易计税方法计算缴纳增值税。

**(六) 跨年度租赁。**

试点纳税人在 2011 年 12 月 31 日（含）前签订的尚未执行完毕的租赁合同，在合同到期日之前继续按照现行营业税政策规定缴纳营业税。

**(七) 非固定业户。**

机构所在地或者居住地在试点地区的非固定业户在非试点地区提供应税服务，应当向其机构所在地或者居住地主管税务机关申报缴纳增值税。

**二、 扣缴义务人有关政策**

符合下列情形的，按照《试点实施办法》第六条规定代扣代缴增值税：

- (一) 以境内代理人为扣缴义务人的，境内代理人和接受方的机构所在地或者居住地均在试点地区。

(二) 以接受方为扣缴义务人的，接受方的机构所在地或者居住地在试点地区。

不符合上述情形的，仍按照现行营业税有关规定代扣代缴营业税。

不符合上述情形的，仍按照现行营业税有关规定代扣代缴营业税。

三、原增值税纳税人（指按照《中华人民共和国增值税暂行条例》缴纳增值税的纳税人）有关政策

- (一) 进项税额。

  1. 原增值税一般纳税人接受试点纳税人提供的应税服务，取得的增值税专用发票上注明的增值税额为进项税额，准予从销项税额中抵扣。
  2. 原增值税一般纳税人接受试点纳税人中的小规模纳税人提供的交通运输业服务，按照从提供方取得的增值税专用发票上注明的价税合计金额和 7%的扣除率计算进项税额，从销项税额中抵扣。
  3. 试点地区的原增值税一般纳税人接受境外单位或者个人提供的应税服务，按照规定应当扣缴增值税的，准予从销项税额中抵扣的进项税额为从税务机关或者代理人取得的解缴税款的中华人民共和国税收通用缴款书（以下称通用缴款书）上注明的增值税额。  
上述纳税人凭通用缴款书抵扣进项税额的，应当具备书面合同、付款证明和境外单位的对账单或者发票。否则，进项税额不得从销项税额中抵扣。
  4. 试点地区的原增值税一般纳税人购进货物或者接受加工修理修配劳务，用于《应税服务范围注释》所列项目的，不属于《中华人民共和国增值税暂行条例》（以下称《增值税条例》）第十条所称的用于非增值税应税项目，其进项税额准予从销项税额中抵扣。
  5. 原增值税一般纳税人接受试点纳税人提供的应税服务，下列项目的进项税额不得从销项税额中抵扣：
    - (1) 用于简易计税方法计税项目、非增值税应税项目、免征增值税项目、集体福利或者个人消费，其中涉及的专利技术、非专利技术、商誉、商标、著作权、有形动产租赁，仅指专用于上述项目的专利技术、非专利技术、商誉、商标、著作权、有形动产租赁。
    - (2) 接受的旅客运输服务。
    - (3) 与非正常损失的购进货物相关的交通运输业服务。
    - (4) 与非正常损失的在产品、产成品所耗用购进货物相关的交通运输业服务。  
上述非增值税应税项目，对于试点地区的原增值税一般纳税人，是指《增值税条例》第十条所称的非增值税应税项目，但不包括《应税服务范围注释》所列项目；对于非试点地区的原增值税一般纳税人，是指《增值税条例》第十条所称的非增值税应税项目，但不包括《应税服务范围注释》所列项目。

例》第十条所称的非增值税应税项目。

6. 原增值税一般纳税人从试点地区取得的 2012 年 1 月 1 日（含）以后开具的运输费用结算单据（铁路运输费用结算单据除外），一律不得作为增值税扣税凭证。

（二）一般纳税人认定。

试点地区的原增值税一般纳税人兼有应税服务，按照《试点实施办法》和本规定第一条第（五）款的规定应当申请认定一般纳税人的，不需要重新办理一般纳税人认定手续。

（三）增值税期末留抵税额。

试点地区的原增值税一般纳税人兼有应税服务的，截止到 2011 年 12 月 31 日的增值税期末留抵税额，不得从应税服务的销项税额中抵扣。

附件 3:

## 交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点过渡政策的规定

交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税后，为实现试点纳税人（指按照《试点实施办法》缴纳增值税的纳税人）原享受的营业税优惠政策平稳过渡，现将试点期间试点纳税人有关增值税优惠政策规定如下：

### 一、下列项目免征增值税

(一) 个人转让著作权。

(二) 残疾人个人提供应税服务。

(三) 航空公司提供飞机播洒农药服务。

(四) 试点纳税人提供技术转让、技术开发和与之相关的技术咨询、技术服务。

1. 技术转让，是指转让者将其拥有的专利和非专利技术的所有权或者使用权有偿转让给他人的行为；技术开发，是指开发者接受他人委托，就新技术、新产品、新工艺或者新材料及其系统进行研究开发的行为；技术咨询，是指就特定技术项目提供可行性论证、技术预测、专题技术调查、分析评价报告等。

与技术转让、技术开发相关的技术咨询、技术服务，是指转让方（或受托方）根据技术转让或开发合同的规定，为帮助受让方（或委托方）掌握所转让（或委托开发）的技术，而提供的技术咨询、技术服务业务，且这部分技术咨询、服务的价款与技术转让（或开发）的价款应当开在同一张发票上。

2. 审批程序。试点纳税人申请免征增值税时，须持技术转让、开发的书面合同，到试点纳税人所在地省级科技主管部门进行认定，并持有关的书面合同和科技主管部门审核意见证明文件报主管国家税务局备案。

(五) 符合条件的节能服务公司实施合同能源管理项目中提供的应税服务。

上述“符合条件”是指同时满足下列条件：

1. 节能服务公司实施合同能源管理项目相关技术，应当符合国家质量监督检验检疫总局和国家标准化管理委员会发布的《合同能源管理技术通则》(GB/T24915-2010)规定的技

术要求。

2. 节能服务公司与用能企业签订《节能效益分享型》合同，其合同格式和内容，符合《中华人民共和国合同法》和国家质量监督检验检疫总局和国家标准化管理委员会发布的《合同能源管理技术通则》(GB/T24915-2010)等规定。

(六) 自 2012 年 1 月 1 日起至 2013 年 12 月 31 日，注册在上海的企业从事离岸服务外包业务中提

供的应税服务。

从事离岸服务外包业务，是指注册在上海的企业根据境外单位与其签订的委托合同，由本企业或其直接转包的企业为境外提供信息技术外包服务（ITO）、技术性业务流程外包服务（BPO）或技术性知识流程外包服务（KPO）。

（七）台湾航运公司从事海峡两岸海上直航业务在大陆取得的运输收入。

台湾航运公司，是指取得交通运输部颁发的“台湾海峡两岸间水路运输许可证”且该许可证上注明的公司登记地址在台湾的航运公司。

（八）台湾航空公司从事海峡两岸空中直航业务在大陆取得的运输收入。

台湾航空公司，是指取得中国民用航空局颁发的“经营许可”或依据《海峡两岸空运协议》和《海峡两岸空运补充协议》规定，批准经营两岸旅客、货物和邮件不定期（包机）运输业务，且公司登记地址在台湾的航空公司。

（九）美国 ABS 船级社在非营利宗旨不变、中国船级社在美国享受同等免税待遇的前提下，在中国境内提供的船检服务。

（十）随军家属就业。

1. 为安置随军家属就业而新开办的企业，自领取税务登记证之日起，其提供的应税服务 3 年内免征增值税。

享受税收优惠政策的企业，随军家属必须占企业总人数的 60%（含）以上，并有军（含）以上政治和后勤机关出具的证明。

2. 从事个体经营的随军家属，自领取税务登记证之日起，其提供的应税服务 3 年内免征增值税。

随军家属必须有师以上政治机关出具的可以表明其身份的证明，但税务部门应当进行相应的审查认定。

主管税务机关在企业或个人享受免税期间，应当对此类企业进行年度检查，凡不符合条件的，取消其免税政策。

按照上述规定，每一名随军家属可以享受一次免税政策。

（十一）军队转业干部就业。

1. 从事个体经营的军队转业干部，经主管税务机关批准，自领取税务登记证之日起，其提供的应税服务 3 年内免征增值税。

2. 为安置自主择业的军队转业干部就业而新开办的企业，凡安置自主择业的军队转业干部占企业总人数 60%（含）以上的，经主管税务机关批准，自领取税务登记证之日起，其提供的应税服务 3 年内免征增值税。

享受上述优惠政策的自主择业的军队转业干部必须持有师以上部队颁发的转业证件。

(十二) 城镇退役士兵就业。

1. 为安置自谋职业的城镇退役士兵就业而新办的服务型企业当年新安置自谋职业的城镇退役士兵达到职工总数 30%以上，并与其签订 1 年以上期限劳动合同的，经县级以上民政部门认定、税务机关审核，其提供的应税服务（除广告服务外）3 年内免征增值税。
2. 自谋职业的城镇退役士兵从事个体经营的，自领取税务登记证之日起，其提供的应税服务（除广告服务外）3 年内免征增值税。

新办的服务型企业，是指《国务院办公厅转发民政部等部门关于扶持城镇退役士兵自谋职业优惠政策意见的通知》（国办发[2004]10 号）下发后新组建的企业。原有的企业合并、分立、改制、改组、扩建、搬迁、转产以及吸收新成员、改变领导或隶属关系、改变企业名称的，不能视为新办企业。

自谋职业的城镇退役士兵，是指符合城镇安置条件，并与安置地民政部门签订《退役士兵自谋职业协议书》，领取《城镇退役士兵自谋职业证》的士官和义务兵。

(十三) 失业人员就业。

1. 持《就业失业登记证》（注明“自主创业税收政策”或附着《高校毕业生自主创业证》）人员从事个体经营的，在 3 年内按照每户每年 8000 元为限额依次扣减其当年实际应缴纳的增值税、城市维护建设税、教育费附加和个人所得税。  
试点纳税人年度应缴纳税款小于上述扣减限额的，以其实际缴纳的税款为限；大于上述扣减限额的，应当以上述扣减限额为限。

享受优惠政策的个体经营试点纳税人，是指提供《应税服务范围注释》服务（除广告服务外）的试点纳税人。

持《就业失业登记证》（注明“自主创业税收政策”或附着《高校毕业生自主创业证》）人员是指：(1)在人力资源和社会保障部门公共就业服务机构登记失业半年以上的人员；  
(2)零就业家庭、享受城市居民最低生活保障家庭劳动年龄内的登记失业人员；(3)毕业年度内高校毕业生。

高校毕业生，是指实施高等学历教育的普通高等学校、成人高等学校毕业的学生；毕业年度，是指毕业所在自然年，即 1 月 1 日至 12 月 31 日。

2. 服务型企业（除广告服务外）在新增加的岗位中，当年新招用持《就业失业登记证》（注明“企业吸纳税收政策”）人员，与其签订 1 年以上期限劳动合同并依法缴纳社会保险费的，在 3 年内按照实际招用人数予以定额依次扣减增值税、城市维护建设税、教育费附加和企业所得税优惠。定额标准为每人每年 4000 元，可上下浮动 20%，由试点地区

省级人民政府根据本地区实际情况在此幅度内确定具体定额标准，并报财政部和国家税务总局备案。

按照上述标准计算的税收扣减额应当在企业当年实际应缴纳的增值税、城市维护建设税、教育费附加和企业所得税税额中扣减，当年扣减不足的，不得结转下年使用。

持《就业失业登记证》（注明“企业吸纳税收政策”）人员是指：（1）国有企业下岗失业人员；（2）国有企业关闭破产需要安置的人员；（3）国有企业所办集体企业（即厂办大集体企业）下岗职工；（4）享受最低生活保障且失业1年以上的城镇其他登记失业人员。

服务型企业，是指从事原营业税“服务业”税目范围内业务的企业。

国有企业所办集体企业（即厂办大集体企业），是指20世纪70、80年代，由国有企业批准或资助兴办的，以安置回城知识青年和国有企业职工子女就业为目的，主要向主办国有企业提供配套产品或劳务服务，在工商行政机关登记注册为集体所有制的企业。厂办大集体企业下岗职工包括在国有企业混岗工作的集体企业下岗职工。

3. 享受上述优惠政策的人员按照下列规定申领《就业失业登记证》、《高校毕业生自主创业证》等凭证：

（1）按照《就业服务与就业管理规定》（中华人民共和国劳动和社会保障部令第28号）第六十三条的规定，在法定劳动年龄内，有劳动能力，有就业要求，处于无业状态的城镇常住人员，在公共就业服务机构进行失业登记，申领《就业失业登记证》。其中，农村进城务工人员和其他非本地户籍人员在常住地稳定就业满6个月的，失业后可以在常住地登记。

（2）零就业家庭凭社区出具的证明，城镇低保家庭凭低保证明，在公共就业服务机构登记失业，申领《就业失业登记证》。

（3）毕业年度内高校毕业生在校期间凭学校出具的相关证明，经学校所在地省级教育行政部门核实认定，取得《高校毕业生自主创业证》（仅在毕业年度适用），并向创业地公共就业服务机构申请取得《就业失业登记证》；高校毕业生离校后直接向创业地公共就业服务机构申领《就业失业登记证》。

（4）服务型企业招录的人员，在公共就业服务机构申领《就业失业登记证》。

（5）《再就业优惠证》不再发放，原持证人员应当到公共就业服务机构换发《就业失业登记证》。正在享受下岗失业人员再就业税收优惠政策的原持证人员，继续享受原税收优惠政策至期满为止。

（6）上述人员申领相关凭证后，由就业和创业地人力资源和社会保障部门对人员范围、就业失业状态、已享受政策情况审核认定，在《就业失业登记证》

上注明“自主创业税收政策”或“企业吸纳税收政策”字样，同时符合自主创业和企业吸纳税收政策条件的，可同时加注；主管税务机关在《就业失业登记证》上加盖戳记，注明减免税所属时间。

4. 上述税收优惠政策的审批期限为 2011 年 1 月 1 日至 2013 年 12 月 31 日，以试点纳税人到税务机关办理减免税手续之日起作为优惠政策起始时间。税收优惠政策在 2013 年 12 月 31 日未执行到期的，可继续享受至 3 年期满为止。

## 二、下列项目实行增值税即征即退

- (一) 注册在洋山保税港区内的试点纳税人提供的国内货物运输服务、仓储服务和装卸搬运服务。
- (二) 安置残疾人的单位，实行由税务机关按照单位实际安置残疾人的人数，限额即征即退增值税的办法。

上述政策仅适用于从事原营业税“服务业”税目（广告服务除外）范围内业务取得的收入占其增值税和营业税业务合计收入的比例达到 50% 的单位。  
有关享受增值税优惠政策单位的条件、定义、管理要求等按照《财政部国家税务总局关于促进残疾人就业税收优惠政策的通知》（财税[2007]92 号）中有关规定执行。
- (三) 试点纳税人中的一般纳税人提供管道运输服务，对其增值税实际税负超过 3% 的部分实行增值税即征即退政策。
- (四) 经人民银行、银监会、商务部批准经营融资租赁业务的试点纳税人中的一般纳税人提供有形动产融资租赁服务，对其增值税实际税负超过 3% 的部分实行增值税即征即退政策。

## 三、2011 年 12 月 31 日（含）前，如果试点纳税人已经按照有关政策规定享受了营业税税收优惠，在剩余税收优惠政策期限内，按照本办法规定享受有关增值税优惠。

### 【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考へる各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。